

令和5年度 第1回 砺波地域障害者自立支援協議会

報告事項・協議事項・その他事項資料

目次

1	令和5年度協議会委員	1頁
2	令和5年度運営会議委員	2頁
3	令和5年度専門部会員・委員会委員	3頁
4	令和5年度協議会ネットワーク体制	4頁
5	砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱改正案（新旧対照表）	5頁
6	砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱	6頁
7	砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱	9頁
8	令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画	
	(1) 協議会の活動状況	12頁
	(2) 障害児部会	13頁
	(3) 就労支援部会	16頁
	(4) 地域生活支援部会	18頁
	(5) 相談支援事業所連絡会	20頁
	(6) サービス事業所連絡会	25頁
	(7) 当事者委員会	29頁
	(8) 権利擁護・虐待防止委員会	31頁
	(9) 障害者差別解消支援委員会	34頁
9	協議会費用令和4年度決算及び令和5年度予算案	36頁
10	基幹相談支援センター令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画	38頁
11	令和5年度障害者就労施設等からの物品等調達推進方針及び令和4年度調達実績	54頁

令和5年度 砺波地域障害者自立支援協議会委員

(任期：R5.4.1～R7.3.31)

職 種	氏 名	所 属	役 職
学識経験者	鷹 西 恒	富山福祉短期大学	教 授
企業関係者	小 竹 智 雄	(株) ヨシケイライフスタイル	常務取締役
	村 美 香	小矢部市商工会	事務局長
	石 村 真由美	南砺市商工会	福光事務所長
保健・医療関係	長 瀬 博 文	富山県砺波厚生センター	所 長
	田 中 晴 美	市立砺波総合病院	地域医療看護科長
	池 田 真由美	(独) 国立病院機構北陸病院	第1 神経科医長
教育・雇用関係	安 谷 亜佐美	富山県立となみ総合支援学校	校 長
	泊 千 穂 子	ハローワーク砺波	所 長
福祉関係団体	老 健	(福) 砺波市社会福祉協議会	会 長
	日 光 久 悦	(福) 小矢部市社会福祉協議会	会 長
	中 山 繁 實	(福) 南砺市社会福祉協議会	会 長
民生委員児童委員	小 森 兼 重	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長
障害者関係団体	嶋 田 幸 恵	小矢部市身体障害者協会	名誉会長
	辻 信 明	手をつなぐ育成会となみ地域連合会	会 長
障害福祉サービス事業者	宮 西 聡	(福) 溪明会	小矢部/南砺 エリアマネージャー
	豊 川 覚	(福) マーシ園	統括施設長
	長谷川 京 子	(福) 手をつなぐとなみ野	常 務
指定相談支援事業者	土 山 美由紀	障がい者サポートセンターきらり	砺波エリアマネージャー
	池 田 仁 吾	地域活動支援センターとなみ野	管理者
	横 川 和 弘	地域活動支援センターひまわり	施設長
	松 岡 和 子	わくわく小矢部相談支援事業所	管理者
	中 盛 京 子	相談支援センターあい	所 長
会長が必要と認める者	吉 田 孝 則	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	センター長

【事務局】

市担当課	藤 森 俊 行	砺波市福祉市民部社会福祉課	課 長
	黒 田 美紀子	砺波市福祉市民部社会福祉課	係 長
	東 健一郎	小矢部市民生部社会福祉課	課 長
	竹 内 淑 子	小矢部市民生部社会福祉課	課長補佐
	上 野 真 希	南砺市地域包括医療ケア部福祉課	課 長
	日 西 木の美	南砺市地域包括医療ケア部福祉課	係 長

令和5年度 砺波地域障害者自立支援協議会運営会議委員

氏 名	所 属	役 職	摘 要
利 田 智 恵	富山県砺波厚生センター	保健予防課長	
亀 山 敦 子	富山県砺波厚生センター小矢部支所	地域健康課長	
藤 森 俊 行	砺波市福祉市民部 社会福祉課	課 長	
黒 田 美紀子	砺波市福祉市民部 社会福祉課	係 長	
東 健一郎	小矢部市民生部 社会福祉課	課 長	
竹 内 淑 子	小矢部市民生部 社会福祉課	課長補佐	
上 野 真 希	南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	課 長	
日 西 木の実	南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	係 長	
吉 田 孝 則	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	センター長	
渡 辺 倫 子	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	保 健 師	庶務
吉 川 美由紀	わらび学園	保 育 士	障害児部会長
川 原 洋 平	ワークハウスとなみ野	サービス管理責任者	就労支援部会長
齋 藤 慎 吾	宿泊型自立訓練事業所 あすみる	サービス管理責任者	地域生活支援部会長
吉 江 知奈美	障がい者サポートセンターきらり	相談支援専門員	地域生活支援部会庶務
山 本 貴 浩	地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	当事者委員会庶務
野 原 佐知子	地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	就労支援部会庶務
今 多 裕 子	わくわく小矢部相談支援事業所	主任相談支援専門員	障害児部会庶務
木 本 有里子	相談支援センターあい	相談支援専門員	当事者委員会庶務

令和5年度 砺波地域障害者自立支援協議会専門部会員・委員会委員

【障害児部会】

氏名	所属	役職	摘要
吉川 美由紀	わらび学園	保育士	部会長
廣川 慎一郎	長岡療育園こども発達センター	医師	
宮崎 弘美	大空と大地のぼびー村	所長	
福島 実優	砺波厚生センター 保健予防課地域保健班	保健師	
小林 ひろ乃	富山県立となみ総合支援学校	特別支援教育 コーディネーター	
大丸 千春	富山県立となみ東支援学校	特別支援教育 コーディネーター	
井澤 恵	富山県立砺波学園	保育士	
工藤 智子	砺波市福祉市民部健康センター	主査	
下田 香織	南砺市地域包括医療ケア部 健康課保健センター	保健師	
鷲尾 智子	南砺市訪問看護ステーション	作業療法士	
高橋 宏暢	砺波市社会福祉課自立支援係	主査 社会福祉士	
石崎 真由子	砺波市教育委員会こども課	社会福祉士	
荒井 真優	小矢部市民生部こども家庭課	主事	
須河 尚香	南砺市総合政策部こども課	主査	
土居 弥鈴	南砺市福祉課障害福祉係	主事	
今多 裕子	わくわく小矢部相談支援事業所	主任相談支援専門員	庶務

【就労支援部会】

氏名	所属	役職	摘要
川原 洋平	ワークハウスとなみ野	サービス管理責任者	部会長
長谷川 京子	手をつなぐとなみ野	常務	
橋本 和津子	砺波公共職業安定所	就職促進指導官	
武島 香織	砺波障害者就業・生活支援センター	主任就業支援ワーカー	
坂田 智子	富山県立となみ総合支援学校	進路指導主事	
長谷川 創一	マーシ園八乙女	主任職業指導員	
小幡 裕幸	トライ工房	目標工賃達成指導員	
七田 朋大	小矢部市社会福祉課	主任 保健師	
野原 佐知子	地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	庶務

【地域生活支援部会】

氏名	所属	役職	摘要
齋藤 慎吾	宿泊型自立訓練事業所 あすみる	サービス管理責任者	部会長
南 香菜子	砺波厚生センター 保健予防課地域保健班	保健師	
余川 聡子	富山県立砺波学園	主任	
善端 恭子	国立病院機構北陸病院	医療社会事業専門員	
小山 雄次	多機能型事業所深明園めるへん	サービス管理責任者	
高井 有希	たびだちの会グループホーム	サービス管理責任者	
青島 真由美	福祉作業所あけぼの第一	サービス管理責任者	
中村 浩之	多機能型事業所花椿かがやき	サービス管理責任者	
森田 博	マーシ園 八乙女	サービス管理責任者	
足立 和哉	南砺市地域包括医療ケア部福祉課	主任	
吉江 知奈美	障がい者サポートセンターきらり	相談支援専門員	庶務

【当事者委員会】

氏名	所属	役職	摘要
吉江 知奈美	障がい者サポートセンターきらり	相談支援専門員	
野原 佐知子	地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	
今多 裕子	わくわく小矢部相談支援事業所	主任相談支援専門員	
山田 聖子	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	相談支援専門員	
黒田 美紀子	砺波市福祉市民部 社会福祉課	係長	
木本 有里子	相談支援センターあい	相談支援専門員	庶務
山本 貴浩	地域活動支援センターとなみ野	相談支援専門員	庶務

【権利擁護・虐待防止委員会】

氏名	所属	役職	摘要
湊 和美	砺波市福祉市民部社会福祉課	主査	
山中 彩子	小矢部市民生部社会福祉課	主任	
澤山 絵里	南砺市地域包括医療ケア部福祉課	副主幹	
西 郁 穂	特定非営利活動法人 となみ野後見福祉会	理事	
五十里 奈津代	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会 地域福祉課	主査	
西村 孝子	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会 在宅福祉課 在宅福祉係	次長 在宅福祉課長	
山本 直子	社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会 地域福祉課 福祉サービス係	主任	
中林 寿間	地域活動支援センターとなみ野	主幹 主任相談支援専門員	
野原 佐知子	地域活動支援センターひまわり	相談支援専門員	
林 和宏	特定非営利活動法人わくわく小矢部	副理事長	
山崎 由紀子	相談支援センターあい	副所長 相談支援専門員	
柳 瀬 恵子	障がい者サポートセンターきらり	主任相談支援専門員	
山田 聖子	砺波圏域障害者基幹相談支援センター	相談支援専門員	庶務

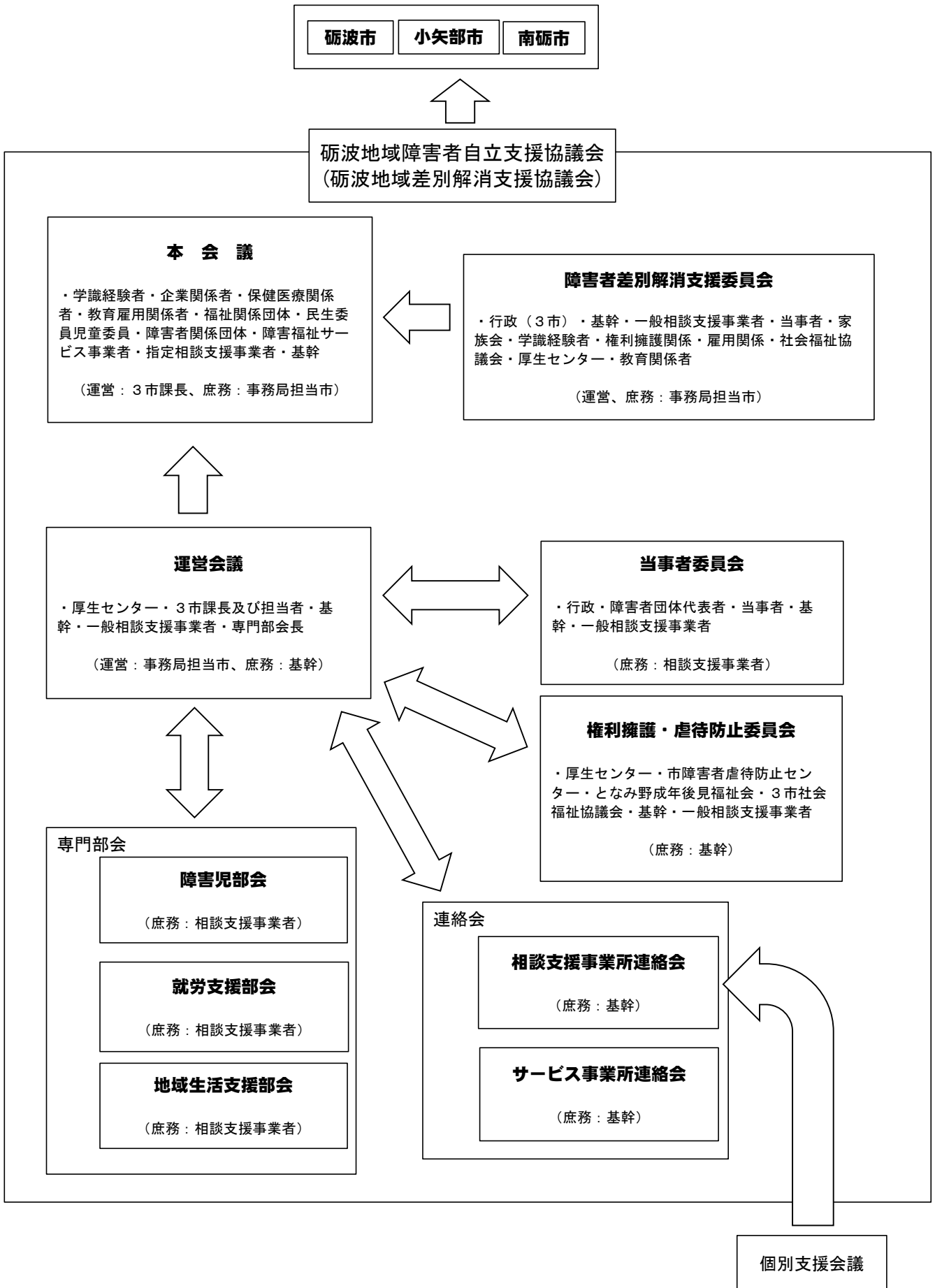
【厚生センター】

氏名	所属	役職
利田 智恵	砺波厚生センター	保健予防課長
亀山 敦子	砺波厚生センター小矢部支所	地域健康課長

【市担当者】

氏名	所属	役職
黒田 美紀子	砺波市福祉市民部 社会福祉課	係長
竹内 淑子	小矢部市民生部 社会福祉課	課長補佐
日西 木の実	南砺市地域包括医療ケア部 福祉課	係長

令和5年度砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制
参加者版



砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱改正案（新旧対照表）

改正後	現 行
<p>(委 員)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。</p> <p>(1) 障害福祉に関する相談支援事業者</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業者</p> <p>(3) 保健・医療関係者</p> <p>(4) 教育・雇用関係機関に所属する者</p> <p>(5) 企業関係者</p> <p>(6) 障害者関係団体</p> <p>(7) 学識経験者</p> <p><u>(8) 民生委員児童委員</u></p> <p><u>(9) 福祉関係団体</u></p> <p>_____</p> <p><u>(10) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者</u></p>	<p>(委 員)</p> <p>第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。</p> <p>(1) 障害福祉に関する相談支援事業者</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業者</p> <p>(3) 保健・医療関係者</p> <p>(4) 教育・雇用関係機関に所属する者</p> <p>(5) 企業関係者</p> <p>(6) 障害者関係団体</p> <p>(7) 学識経験者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(8) 障害者基幹相談支援センター</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、令和5年5月26日から施行する。</p>	

砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱

(設 置)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下、「砺波地域」という。）の障害児者及びその家族（以下「障害者等」という。）の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、砺波地域における良好な支援体制の整備を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等の支援体制における地域課題の把握及び解決策の検討に関すること。
- (2) 障害者等の支援における困難事例への対応に関すること。
- (3) 関係機関の連絡調整及び連携等のネットワークの構築に関すること。
- (4) 関係機関や支援者の研修の企画及び運営に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (8) 砺波地域生活支援拠点等整備事業の運用状況の検証及び検討に関すること。
- (9) その他砺波地域及び協議会が必要と認めた事項に関すること。

(委 員)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから関係市の協議により選任する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 民生委員児童委員
- (9) 福祉関係団体
- (10) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会の円滑な運営のため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域課題とその対応に関すること。
 - (2) 専門部会等の調整に関すること。
 - (3) 福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議に関すること。
 - (4) 協議会全体の活動を評価し、そのあり方を検討し、運営体制の改善を調整すること。
- 3 運営会議は、関係市担当課長及び職員、管轄厚生センター担当課長、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター、第8条に規定する専門部会等の部会長等及び庶務を担当する委託相談支援事業者で組織する。

(専門部会等)

第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会等は、会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 専門部会等に部会長などの部会等を代表する者（以下「部会長等」という。）を置き、当該専門部会等に属する部会員等の互選によってこれを定める。
- 4 専門部会等は、部会長等が招集し、その議長となる。
- 5 専門部会等は、関係機関等の出席を求め必要に応じて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び協議会に出席した者は、正当な理由なく、協議会へ参画したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成28年12月22日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月30日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日)

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

砺波地域障害者自立支援協議会専門部会等設置要綱

(設置目的)

第1条 砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「砺波地域」という。）は、砺波地域障害者自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、専門部会、委員会、連絡会（以下「専門部会等」という。）を次条に掲げるとおり砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に置く。

(専門部会等の所掌事項)

第2条 専門部会等は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域課題の抽出・分析及び協議会への報告に関する事。
- (2) 課題解決のための調査研究に関する事。
- (3) 地域課題に対する取り組みや研修会の実施に関する事。
- (4) 地域課題の対応策の検討に関する事。

(設置する専門部会等及び審議する事項)

第3条 設置する専門部会等及び審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 障害児部会

- ア 障害児等に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害児等の支援の連携に関する事。
- ウ 医療的ケア児支援の関係機関による協議の場に関する事。
- エ 障害児(医療的ケア児を含む)の支援の推進に資する取り組みの実施に関する事。
- オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(2) 就労支援部会

- ア 障害者等の就労に係る地域課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害者等の就労の支援の連携に関する事。
- ウ 障害者の就労推進に資する取り組みの実施に関する事。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(3) 地域生活支援部会

- ア 障害者等の地域生活に係る課題の抽出及び解決のための調査研究及び対応策に関する事。
- イ 障害者等の地域生活の支援の連携に関する事。
- ウ 障害者の地域生活の支援に資する取り組みの実施に関する事。
- エ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関する事。

(4) 相談支援事業所連絡会

- ア 相談支援事業におけるニーズから見える地域課題や対応の現状の収集に関する事。

- イ 地域課題解決のための調査研究及び対応策に関すること。
 - ウ 困難事例の検討に関すること。
 - エ 相談支援専門員の資質向上に関すること。
 - オ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。
- (5) サービス事業所連絡会
- ア 障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握に関すること。
 - イ 現場職員等の資質向上に関すること。
 - ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。
- (6) 当事者委員会
- ア 砺波地域で生活する障害者等の意向等の把握に関すること。
 - イ 当事者の意見等を発表する場に関すること。
 - ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。
- (7) 権利擁護・虐待防止委員会
- ア 砺波地域の権利擁護や虐待に関する情報の共有に関すること。
 - イ 砺波地域の権利擁護や虐待に関する地域課題の把握に関すること。
 - ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。
- (8) 障害者差別解消支援委員会
- ア 障害を理由とする差別の解消の推進に資する相談事例の共有や取組に関すること。
 - イ 当事者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する意見等を発表する場に関すること。
 - ウ その他砺波地域及び協議会が必要と認める事項に関すること。

(専門部会等の委員)

第4条 専門部会等に属すべき委員（以下「部会員等」という。）は、協議会の会長が任命する。

（部会員等の任期）

第5条 部会員等の任期は、当該部会員等の指名の日から設置要綱第4条（委員の任期）の規定による協議会の委員の任期満了日までとする。

2 部会員等が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長等及び副部会長等）

第6条 専門部会等に部会長、委員長（以下「部会長等」という。）及び副部会長、副委員長（以下「副部会長等」という。）を置く。

2 部会長等及び副部会長等は、次項で規定する方法により、部会員等のうちから選出することを基本とする。

3 部会長等は、部会員等の互選によりこれを定める。

4 副部会長等は、部会委員等のうちから部会長等が指名する。

- 5 部会長等は、専門部会等を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長等は、部会長等を補佐し、部会長等に事故があるとき又は部会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会等会議)

第7条 専門部会等の会議は、部会長等が招集し、その議長となる。

- 2 専門部会等は、必要があると認めるときは、専門部会等の会議に関係者を出席させることができる。
- 3 専門部会等の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 部会員等及び専門部会等に出席した者は、正当な理由なく、専門部会等へ参加したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。部会員等を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 専門部会等の庶務は、砺波地域及び砺波地域が委託する相談支援事業者並びに基幹相談支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会等の運営に関し必要な事項は、専門部会等で協議の上定める。

附 則 (令和2年6月30日)

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年度 砺波地域障害者自立支援協議会の活動状況

名称	砺波地域障害者自立支援協議会	
構成市	砺波市、小矢部市、南砺市	
会長	松倉 知晴（所属：富山県砺波厚生センター所長）	
事務局	南砺市地域包括医療ケア部福祉課	
開催頻度 構成人数	本会議	年1回開催 構成人数24名
	運営会議	年3回実施 構成人数18名
	専門部会等	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児部会 年7回実施 構成人数14名 ○就労支援部会 年13回実施 構成人数 9名 ○地域生活支援部会 年11回実施 構成人数11名 ○相談支援事業所連絡会 年7回実施 構成 9事業者等 ○サービス事業所連絡会 年5回実施 構成106事業者等 ○当事者委員会 年6回実施 構成人数 7名 ○権利擁護・虐待防止委員会 年2回実施 構成人数13名 ○障害者差別解消支援委員会 年1回実施 構成人数16名 ○事務担当者等会議 年4回実施 構成人数8～16名
協議内容	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会及び各専門部会等の令和3年度活動実績及び令和4年度活動計画の報告について ○協議会の令和3年度決算及び令和4年度予算案について ○砺波圏域障害者基幹相談支援センターの令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画について ○地域生活支援拠点等の運営状況の検証について ○令和4年度障害者就労施設等からの物品等調達方針及び令和3年度実績について ○マーシ園ヘルパーステーション事業の現状と課題
	運営会議	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議協議事項・報告事項について ○各専門部会等活動状況及び今後の予定について ○地域生活支援拠点等の登録事業所リストについて ○福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築について ○地域体制強化共同支援報告書の地域課題について ○日中サービス支援型グループホームの評価について ○情報交換
	専門部会等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児部会 <ul style="list-style-type: none"> ・各市及び砺波圏域相談機関一覧表作成及び配布 ・障害児等に関わる課題の共有及び解決 ・障害児等の支援の連携・情報交換 ・医療的ケア児とその家族の具体的なニーズの把握方法を検討 ○ 就労支援部会 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「障害者雇用のすすめ」の改訂 ・障害者雇用及び障害福祉サービスに関する事例検討 ・農福連携に関する協議 ・デマンドタクシーやデマンドバス等、通勤等の移動に関する情報共有 ・就労支援事業者研修の実施 ○地域生活支援部会 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度を理解する研修会等を開催 ・グループホーム支援内容一覧表の更新 ○相談支援事業所連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備運営案について ・障害理解を深める研修会、精神科病院と相談支援事業所との連絡会等を開催 ・相談支援事業所における個別ケア検討会を開催 ○サービス事業所連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備運営案について ・障害理解を深める研修会、介護保険制度を理解する研修会等を開催 ○当事者委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する研修会の実施(南砺市) ○権利擁護・虐待防止委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・砺波圏域内における障害児者の権利侵害及び障害者虐待等の実態把握 ・障害者福祉施設従事者等のための虐待防止に関する研修会の開催 ○障害者差別解消支援委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・差別解消に関する委員会の開催

令和4年度 活動実績報告書

組織名	障害児部会			
構成員	代表	山田（富山県立砺波学園）	庶務	今多（わくわく小矢部相談支援事業所）
※姓(所属)	廣川（長岡療育園こども発達センター） 宮崎（大空と大地のぼびー村） 石田（富山県砺波厚生センター） 秋元（富山県立となみ総合支援学校） 山崎（富山県立となみ東支援学校） 小原（わらび学園）	藤井（砺波市福祉市民部健康センター） 木戸口（南砺市地域包括医療ケア部） 堺（南砺市訪問看護ステーション） 石崎（砺波市教育委員会こども課） 荒井（小矢部市民生部こども課） 須河（南砺市教育委員会こども課）		
活動対象 地域課題	<p>（活動の対象とした地域課題を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児とその家族のニーズを十分に把握できていない。 ・医療的ケア児を受け入れる事業所（放課後等デイサービス等）が少ない。 ・障害児を支援する様々な分野の関係者が、そこでどのように活動をしているのか分かりづらい。 			
活動事項 ※No. 事項	<p>（No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3市砺波圏域にある相談機関の情報提供 2. 障害児等に係る課題の共有及び解決 3. 障害児等の支援の連携 4. 医療的ケア児の協議 			
活動内容 （結果） ※No. 内容	<p>（活動事項ごとに協議または実施した内容及び結果を記載する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3市及び砺波圏域にある相談機関一覧表の作成と関係機関への配布。 <ul style="list-style-type: none"> ・各市の相談機関、教室などの開催時期、場所などをまとめた一覧を最新の内容で作成。各市の保育園、幼稚園、こども園、小、中、高等学校等の合計82ヶ所に配布。 ・リーフレット「子育て応援ナビ」の配布について。令和3年度に増刷。3市の部会員（こども課）に配布。 2. 障害児等に関わる課題の共有及び解決 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児だけではなく、近年増加している発達障害児についても、取り組み検討していく必要がある。 3. 障害児等の支援の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・砺波広域圏児童発達支援・放課後等デイサービス事業者情報交換会を立ち上げ開催。 第一回 令和4年7月7日（木） 第二回 令和4年11月25日（金） 第三回 令和5年2月22日（水） 情報交換会で出た意見を障害児部会で協議する。 4. 医療的ケア児とその家族の具体的なニーズを把握する方法を検討。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>医療的ケア児等事例検討会</u> 「自宅での入浴困難事例」～そこから見える地域課題～ 事例提供者 南砺市訪問看護ステーション 堺氏 アドバイザー 株式会社ラ・ファミーユ 代表取締役 長尾 実香氏 ・<u>地域における医療的ケア児の取り組みについて（高岡圏域の状況について）</u> 長尾氏 講演 ～事例について・行政へのアプローチや連携について～ ・医療的ケア児等について、障害児部会としてできることを整理する。 			

把握した 地域課題	<p>(活動の結果、把握した地域課題を記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児数が増加しており、今後も増えていくと考えられる。その為、きずなやわらび等の専門施設で気になる児をすぐに受け入れることが難しくなっている。その間、地域（保育園・家庭）で充実した対応となるよう研修等が適宜行えると良いのではないか。 ・わらび学園に看護師などの専門職の配置も必要。 ・子育てナビを見直し、児童全般が使えるようなナビに作り替える。 ・医療的ケア児だけではなく、発達障害児についても取り組み検討していく。
備 考	

令和5年度 活動計画報告書

組 織 名	障害児部会			
構 成 員	代表	吉川（わらび学園）	庶務	今多（わくわく小矢部相談支援事業所）
※姓(所属)	廣川（長岡療育園こども発達センター） 宮崎（大空と大地のぼびー村） 福島（富山県砺波厚生センター） 小林（富山県となみ総合支援学校） 大丸（富山県立となみ東支援学校） 井澤（砺波学園） 工藤（砺波市福祉市民部健康センター）		下田（南砺市地域包括医療ケア部） 鷺尾（南砺市訪問看護ステーション） 高橋（砺波市社会福祉課自立支援係） 石崎（砺波市教育委員会こども課） 荒井（小矢部市民生部こども課） 須河（南砺市教育委員会こども課） 土居（南砺市福祉課障害福祉係）	
取り組む 地域課題	<p>（活動事項の元となる地域課題を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を抱えた対象児数が増加しており、今後も増えていくと考えられるが、圏域には対象児童を直ぐに受け入れる事のできる専門施設が少なく対応が難しい。専門施設の充実や地域（保育園・家庭）の支援力の充実が必要。 ・わらび学園や地域の保育園への看護師などの専門職の配置。 ・増加している発達障害児についても取り組み。 			
活動事項 ※No__事項	<p>（No.を付けて協議または実施する事項を箇条書きに記載する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3市砺波圏域にある相談機関の情報提供 2. 障害児等に係る課題の共有及び解決 3. 障害児等の支援の連携 4. 発達障がい、医療的ケア児を含む圏域における障害児等の協議 			
活動内容 (予定) ※No__内容	<p>（活動事項ごとに協議または実施を予定する活動内容を記載する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3市砺波圏域にある相談機関の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット「子育て応援ナビ」の見直し、作り直し。 2. 障害児等に係る課題の共有及び解決（今年度は発達障害児を中心に） <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児に関する取り組み・課題の整理。 3. 障害児等の支援の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・砺波圏域児童発達支援・放課後等デイサービス事業者情報交換会の実施により、顔の見える関係づくりの形成・継続。 4. 発達障がい、医療的ケア児を含む圏域における障害児等の協議 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児については昨年度に引き続き、障害児部会としてできることを整理する。 			
備 考				

令和4年度 活動実績報告書

組 織 名	就労支援部会			
構 成 員	代表	長谷川 (手をつなぐとなみ野南砺事業所)	庶務	野原 (地域活動センターひまわり)
※姓(所属)	高崎 (なんと共同作業所) 市山 (砺波公共職業安定所) 武島 (砺波障害者就業・生活支援センター) 坂田 (富山県立となみ総合支援学校) 小幡 (トライ工房)		高橋 (砺波市福祉市民部社会福祉課) 川原 (ワークハウスとなみ野) 就労継続支援 A 型事業所 151A、オアシス砺波、新の葉、 とらいあぐる、ワンダーランド砺波	
取り組む 地域課題	(活動事項の元となる地域課題を記載する。)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用や就労訓練に関する企業と障害者のマッチング ・ 障害者の通勤等移動 ・ 障害者就労支援のスキルアップ 			
活動事項 ※No__事項	(No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。)			
	<ol style="list-style-type: none"> ① 「障害者雇用のすすめ」の発行 ② 事例検討 ③ 農福連携に関する協議 ④ 通勤等移動の課題 ⑤ サービス事業所連絡会と合同での研修会 			
活動内容 ※No__内容	(活動事項ごとに協議または実施した活動内容を記載する。)			
	<ol style="list-style-type: none"> ① 「障害者雇用のすすめ」の発行し、福祉や就労の関係機関に配布する中で障害者の理解や啓発、障害者雇用の促進を図った。 ② 事例検討 各テーマごとに困難事例や成功事例を持ち寄り、話し合った。 目的として、・各事業所でより良い支援を行うための参考とする。 ・就労支援に関するネットワーク体制等の共有を図る。 ・就労支援部会として取り組むべき活動のきっかけを探る。 ③ 人手を必要とする農業と就労の機会を必要とする障害者福祉が相互理解や連携を図ることで、障害者雇用の課題解決へと繋がるよう協議した。 ・令和4年7月7日(木)に JA となみ野タマネギ集荷場の見学会と、JA となみ野職員、砺波市農業振興課職員、就労支援部会員にて農福連携に関する意見交換を行った。 ・JA となみ野より就労支援部会所属の事業所へ業務を委託していただくための『お仕事依頼シート』と作業訓練として応募する際の『お仕事応募シート』を作成した。 ④ 圏域内でのデマンドタクシーやデマンドバスの取り組みや試行に関し、情報を共有した。障害者の利用事例を収集し、利用する際の課題や就労に関する利用の仕方について話し合った。 ⑤ 就労支援事業者研修 砺波圏域障害者基幹相談支援センターと共同で就労支援のスキル向上を目的に研修会を実施した。 日時：令和4年11月29日(木)13:30~15:30 場所：砺波市役所大ホール 講義：「障がい者の就労支援に関わる立場として」株式会社オレンジ 石金一洋 氏 			
備 考				

令和5年度 活動計画報告書

組 織 名	就労支援部会			
構 成 員	代表	川原（ワークハウスとなみ野）	庶務	野原（地域活動センターひまわり）
※姓(所属)	橋本（砺波公共職業安定所） 坂田（富山県立となみ総合支援学校） 七田（小矢部市社会福祉課）		武島（砺波障害者就業・生活支援センター） 長谷川（手をつなぐとなみ野） 小幡（トライ工房） 長谷川（マーシ園八乙女）	
取り組む 地域課題	<p>（活動事項の元となる地域課題を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用や就労訓練に関する企業と障害者のマッチング ・ 障害者就労支援のスキルアップ ・ 障害者の通勤等移動 			
活動事項 ※No. 事項	<p>（No.を付けて協議または実施する事項を箇条書きに記載する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農福連携の推進 ② 障害者雇用に関する研修会 ③ 障害者の移動・通勤に関する協議 			
活動内容 (予定) ※No. 内容	<p>（活動事項ごとに協議または実施を予定する活動内容を記載する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農福連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ JA となみ野から受託する農作業を障害者就労訓練施設にて実施する。昨年度より準備を進めてきた作業依頼と応募の仕組みを実際に運用し、必要があれば改善を図る。 ・ 砺波地域で行う JA となみ野との農福連携の実例をまとめ、来年度以降に小矢部・南砺地域でも実施することを目標に協議する。 ② 障害者雇用に関する研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用を検討している企業に対する研修会を実施する。障害者を受け入れる企業が障害者を雇い入れるにあたりどのような課題があるのか数社より聞き取りを行い、それらの内容をテーマとした研修会を計画し実施する。 ・ 就労継続支援 A 型・B 型事業所に所属する障害者の就職が進むよう、事業所内における就労支援に関する現状や課題について情報交換を行う。また、必要に応じて就労支援のスキルアップ等を目的とした研修会を計画し実施する。 ③ 障害者の移動・通勤に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内のデマンドタクシーを含めた公共交通機関の運行状況の情報共有を図る。また、それらを利用する障害者の実例を収集し、利用する際の課題や通勤や通所に活用する方法を協議する。 ・ 通勤方法の課題が原因で就職を断念している障害者の情報を収集し、課題解決に向けて協議する。 			
備 考				

令和4年度 活動実績報告書

組織名	地域生活支援部会			
構成員	代表	小山（溪明園めるへん）	庶務	吉江（障がい者サポートセンターきらり）
※姓(所属)	市野（砺波厚生センター） 長谷川（砺波学園） 高井（たびだちの会グループホーム） 栢元（共生型デイサービスピーすあけぼの） 藤井（緑心会あすみる）		中村（花椿かがやき） 森田（マーシ園八乙女） 柴田（北陸病院） 山中（小矢部市民生部社会福祉課）	
活動対象 地域課題	グループホーム（以下GHとする）や施設の利用者の方の高齢化に伴い、各事業所での生活支援が困難になるケースの増加が課題としてあがる。そこで、介護保険制度や介護保険サービスについての理解を深める機会を提供するとともに、各事業所の利用者の方が介護保険サービスをスムーズに利用できるよう、介護保険へ移行する方法や各事業所での支援について検討する。			
活動事項 ※No__事項	1. 介護保険についての理解を深めるとともにサービスの移行について学ぶ 2. グループホーム支援内容一覧表の更新			
活動内容 （結果） ※No__内容	<p>1. 介護保険についての理解を深めるとともにサービスの移行について学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会員の各事業所内における利用者の方の高齢化に伴う困難事例について、事例検討を実施。障害福祉サービスを利用されている高齢の利用者の方が介護サービスを利用する際の課題について話し合っている。 ・介護保険制度を理解する研修会を開催 日時：令和4年10月18日（火） 13:30～15:15 ※ZOOMにて開催。 砺波市地域包括支援センターの方2名に講師を依頼し「介護保険制度を理解する研修会」を開催。（砺波圏域障害者基幹相談支援センターと共催） 58名の参加があり、介護保険サービスについて理解を深める機会となった。また介護分野と障害分野の連携や移行が重要な課題であることを学んだ。 <p>2. グループホーム支援内容一覧表の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度、部会にて作成したグループホーム支援内容一覧表の内容について再確認し変更点等について修正した。 			
把握した 地域課題	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に関しては、個々のケースや各市により対応が異なるため、日頃からの関係機関との連携の重要性を再確認することができた。また、利用されるご本人の意向とご家族や職員が必要と感じる思いが異なる事例があったことで、意思決定支援の重要性についても共有することができた。			
備考				

令和5年度 活動計画報告書

組 織 名	地域生活支援部会			
構 成 員	代表	齋藤（緑心会あすみる）	庶務	吉江（障がい者サポートセンターきらり）
※姓(所属)	南（砺波厚生センター） 余川（砺波学園） 高井（たびだちの会グループホーム） 青島（あけぼの第一） 小山（溪明園めるへん）		中村（花椿かがやき） 森田（マーシ園八乙女） 善端（北陸病院） 足立（南砺市地域包括ケア部福祉課）	
取り組む 地域課題	地域で生活する障害のある方の生活環境が変わるケースにおいて、支援者と本人の意向が異なる場合がある。また、令和4年4月より成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、障害のある方の自己選択の機会や、リスクが増える恐れが考えられる。その中で意思決定支援やそれに付随する制度について学習し、地域で生活する障害のある方が安心して生活できる支援について検討する。			
活動事項 ※No. 事項	1. 意思決定支援、成年後見制度について学ぶ ①事例検討 ②研修会等の開催 2. グループホーム支援内容一覧表の更新			
活動内容 (予定) ※No. 内容	1. 意思決定支援、成年後見制度について学ぶ ① 事例検討 各事業所から意思決定支援や成年後見制度に関する事例提供をすることで、地域の中における課題の掘り起こしをおこなうとともに、研修会で学びたいことの趣旨について検討する。 ② 研修会の開催 ①を受けて、講師を招いて意思決定支援、成年後見制度に関する研修会を開催する。 2. グループホーム支援内容一覧表の更新 一覧表の内容について、年一回程度、各事業所に修正の有無を確認するとともに、新規開設事業所の情報があれば附記する。			
備 考				

令和4年度 活動実績報告書

組織名	相談支援事業所連絡会																						
構成員	代表	—	庶務 砺波圏域障害者基幹相談支援センター																				
※姓(所属)	障がい者サポートセンターきらり 地域活動支援センターとなみ野 地域活動支援センターひまわり わくわく小矢部相談支援事業所 相談支援センターあい		特定相談支援事業所八乙女 特定相談支援事業所木の香 地域生活支援センターすまいる わらび学園																				
活動対象 地域課題	(活動の対象とした地域課題を記載する。) ・ 砺波圏域における地域生活支援拠点等の整備等 ・ 相談支援専門員等の資質向上及びネットワークの強化																						
活動事項 ※No.事項	(No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。) 1 地域生活支援拠点等の整備等に関する行政説明、意見交換 2 研修会 3 個別ケア検討会																						
活動内容 (結果) ※No.内容	(活動事項ごとに協議または実施した内容及び結果を記載する。) 1 行政説明：5月 (会場受講と Zoom 配信) 対象:相談支援事業所 参加状況: 8事業所 27名 内容: 「砺波圏域地域生活支援拠点等の整備について」 講師 南砺市地域包括医療ケア部福祉課 課長補佐 上野 真希 氏 砺波市福祉市民部社会福祉課障害福祉サービス支給担当者 川邊由紀恵 氏 砺波圏域障害者基幹相談支援センター センター長 吉田 孝則 氏 2 研修会 (1)「障害理解を深める基礎研修」 開催: 6月に2回開催(会場受講と Zoom 配信) 対象: 2日間4講義全ての受講を原則とし、下記のいずれの条件も満たす方 ・ 砺波圏域内にて障害福祉相談・支援業務に従事する方 ・ 関係機関における実務経験が概ね3年未満の方 参加状況: <table border="1" data-bbox="288 1464 1445 1753"> <thead> <tr> <th></th> <th>総参加者数</th> <th>内訳: Zoom 参加</th> <th>内訳: 会場参加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日目</td> <td>53名 (33か所)</td> <td>48名(28か所) サービス事業所31名(19か所)、 行政等17名(9か所)</td> <td>5名(5か所) サービス事業所3名(3か所)、 相談支援事業所2名(2か所)</td> </tr> <tr> <td>2日目</td> <td>50名 (31か所)</td> <td>46名(27か所) サービス事業所31名(18か所)、 行政等15名(9か所)</td> <td>4名(4か所) サービス事業所2名(2か所)、 相談支援事業所2名(2か所)</td> </tr> </tbody> </table> 内 容: <table border="1" data-bbox="288 1798 1445 2112"> <thead> <tr> <th></th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日目</td> <td>講義1『身体(及び高次脳機能)障害について』 講師: 社会福祉法人マーシ園 看護・リハビリテーション 所長 上坂 禎子 氏 主査 作業療法士 丹羽 祐子 氏</td> </tr> <tr> <td></td> <td>講義2『知的障害について』 講師: 社会福祉法人溪明会 溪明園めるへん 管理者 能松 努 氏</td> </tr> <tr> <td></td> <td>グループワーク(会場受講者5名参加)</td> </tr> </tbody> </table>				総参加者数	内訳: Zoom 参加	内訳: 会場参加	1日目	53名 (33か所)	48名(28か所) サービス事業所31名(19か所)、 行政等17名(9か所)	5名(5か所) サービス事業所3名(3か所)、 相談支援事業所2名(2か所)	2日目	50名 (31か所)	46名(27か所) サービス事業所31名(18か所)、 行政等15名(9か所)	4名(4か所) サービス事業所2名(2か所)、 相談支援事業所2名(2か所)		内 容	1日目	講義1『身体(及び高次脳機能)障害について』 講師: 社会福祉法人マーシ園 看護・リハビリテーション 所長 上坂 禎子 氏 主査 作業療法士 丹羽 祐子 氏		講義2『知的障害について』 講師: 社会福祉法人溪明会 溪明園めるへん 管理者 能松 努 氏		グループワーク(会場受講者5名参加)
	総参加者数	内訳: Zoom 参加	内訳: 会場参加																				
1日目	53名 (33か所)	48名(28か所) サービス事業所31名(19か所)、 行政等17名(9か所)	5名(5か所) サービス事業所3名(3か所)、 相談支援事業所2名(2か所)																				
2日目	50名 (31か所)	46名(27か所) サービス事業所31名(18か所)、 行政等15名(9か所)	4名(4か所) サービス事業所2名(2か所)、 相談支援事業所2名(2か所)																				
	内 容																						
1日目	講義1『身体(及び高次脳機能)障害について』 講師: 社会福祉法人マーシ園 看護・リハビリテーション 所長 上坂 禎子 氏 主査 作業療法士 丹羽 祐子 氏																						
	講義2『知的障害について』 講師: 社会福祉法人溪明会 溪明園めるへん 管理者 能松 努 氏																						
	グループワーク(会場受講者5名参加)																						

2 日目	講義 3 『精神障害について』 講師：医療法人社団啓愛会 小矢部大家病院 地域連携部長 小原 智恵 氏 ピア・フレンズ
	講義 4 『発達障害について』 講師：富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」 主任 鈴木 勇 氏
	意見交換（会場受講者 4 名参加）

アンケート結果

・参加者からは「基礎的な部分を学べる研修は本当にありがたい」「改めて障害の理解を深めることができた。利用者一人ひとりに合わせた支援を心がけていきたい」「当事者の方の体験談や経験談を聞くことができて、とても貴重な機会になった」「障害を知って、一人ひとりに寄り添う支援をしていきたい」等の感想があった。

・次年度も開催を希望する声があった。

(2) 「介護保険制度を理解する研修会」

開催：10 月 (Zoom 配信)

対象：①砺波地域障害者自立支援協議会

サービス事業所連絡会 (居住系、施設入所支援・共同生活援助) 管理者及びサービス、管理責任者、地域生活支援部会部会員

②指定一般・特定相談支援事業所 相談支援従事者

③地域包括支援センター 介護支援専門員、保健師及び社会福祉士

④行政福祉担当課 障害福祉担当者、等

参加状況：58 名

(内訳) 地域生活支援部会 9 名、相談支援事業所 18 名 (7 か所)

サービス事業所 22 名 (8 か所)、行政等 9 名 (5 部署)

内容

・ 開会挨拶

砺波地域障害者自立支援協議会 地域生活支援部会長 小山 雄次 氏

挨拶代読 地域生活支援部会庶務 吉江 知奈美 氏

・ 講演

演 題 「介護保険制度及び地域包括支援センターの活動について」

講 師 砺波市福祉市民部 地域包括支援センター 主幹 利波 順子 氏

砺波市福祉市民部 地域包括支援センター 主任 高田 知枝 氏

・ 閉会挨拶

アンケート結果

・とてもわかりやすい話であった。事例もあり具体的なイメージを持って聞くことができた。介護保険サービスについて理解を深める機会となった。また介護分野と障害分野の連携や移行が重要な課題であることを学んだ等の感想があった。

(3) 身元保証事業に関する研修会

開催：11 月

対象：①指定一般・特定相談支援事業所 相談支援従事者

②社会福祉協議会

③行政福祉担当課 障害福祉担当者、等

参加状況：14 事業所 32 名 (Zoom 22 名、会場 10 名)

(内訳) 相談支援事業所 16 名 (7 か所)、社会福祉協議会 3 名 (3 か所)、

居宅介護支援事業所 4 名 (1 か所)、行政 5 名 (2 か所)、基幹センター 4 名

内容

・ 開会挨拶

砺波圏域障害者基幹相談支援センター センター長 吉田 孝則

・ 事業説明

内 容 「一般社団法人 福祉の泉の活動内容について」

講 師 一般社団法人 福祉の泉 エリアマネージャー 吉田 壘 氏

センター長 池端 誠 氏

・「安心ライフ」の 4 つのサービスの紹介

①身元保証 ②生活支援 ③弁護士を交えた三者間契約 ④葬送支援

・フルサポートプランや生活保護受給者向けの特別プランの紹介

・ 閉会

(4) 就労支援従事者研修会

開催：11月

対象者：①砺波地域障害者自立支援協議会 就労支援部会に所属する部会員（9）

② // サービス事業所連絡会に所属する就労系サービス事業所サビ管等（17）

③ // 相談支援事業所連絡会に所属する相談支援専門員（9）等

④砺波圏域行政福祉担当課 担当者

参加状況：34名

（内訳）就労支援部会員9名、相談支援事業所7名（5か所）、就労継続支援A型2名（2か所）就労継続支援B型7名（6か所）、支援学校1名（1か所）、行政4名（1か所）、議員1名基幹センター3名

内容

・ 開会挨拶

砺波地域障害者自立支援協議会 就労支援部会長 長谷川 京子 氏

・ ①講 義 「障がい者の就労支援に携わる立場として」 （約1時間）

講 師 株式会社オレンジ 専務取締役・サービス管理責任者 石金 一洋 氏

（オレンジからは他3名参加）

②グループワーク：5つのグループに編成 （約30分）

③発表：1G・4G・5G （約30分）

・ 閉会挨拶

砺波地域障害者自立支援協議会事務局 南砺市福祉課長補佐 上野 真希 氏

アンケート結果

・参加された方は、みなさん満足されていた。

・A型、B型はゴールではなく、利用者は一般就労を目指すということを再認識しました。決めつけない、強みを引き出す支援の大切さを再認識した。また、A型事業所の目的・目標に向かって、実践する。判断する基準は、目的・目標であるとすっきりとした感じになった等の感想があった。

(5) 精神科病院と相談支援事業所との連絡会

開催：12月

対象：①指定一般・特定相談支援事業所の相談支援従事者等

②砺波圏域の精神科病院（有床）の精神保健福祉士等

③砺波圏域行政福祉担当課 障害福祉担当者等

参加状況：21名

（内訳）相談支援事業所8名（6か所）、精神科病院6名（5か所）、行政：市2名（2か所）、厚生センター1名、基幹センター4名

内容

・ 開会挨拶

砺波圏域障害者基幹相談支援センター センター長 吉田 孝則

・ 病院及び相談支援事業所等の紹介

①精神科病院：5か所

病床数、院内での相談等の体制、事業の紹介等について

・・・市立砺波総合病院、砺波サナトリウム福井病院、

（独）国立病院機構北陸病院、小矢部大家病院、松岡病院

②相談支援事業所：6か所

事業所概要、相談等の実績、初回相談の対応等について

・・・障がい者サポートセンターきらり、地域活動支援センターとなみ野、

相談支援センターあい、地域活動支援センターひまわり、

わくわく小矢部相談支援事業所、地域生活支援センターすまいる

- ③障害者基幹相談支援センター
- ④小矢部市・南砺市・砺波厚生センター
- ・ 意見交換(質疑応答含む)
- 事前に質問があった事項等について意見交換する。

(6) 障害者福祉施設従事者等のための虐待防止に関する研修会

開催：1月

対象：砺波市、小矢部市、南砺市内における障害児者の支援に携わる者 50名程度

(砺波圏域内における障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の管理者、サービス管理(提供)責任者(児童発達支援管理責任者)及び従事者、相談支援事業所従業者、行政担当職員、社会福祉協議会職員等)

参加状況：総計 延 133名(延 72か所) 内訳は下記のとおり

内 訳	1/19	1/31 再配信:AM	1/31 再配信:PM	計(延)
相談支援事業所	16名(7か所)	2名(2か所)	3名(2か所)	21名(11か所)
障害福祉サービス事業所	46名(32か所)	34名(10か所)	9名(5か所)	89名(47か所)
社会福祉協議会	2名(2か所)			2名(2か所)
訪問看護ステーション	2名(1か所)			2名(1か所)
就業・生活支援センター	3名(1か所)	1名(1か所)		4名(2か所)
行政	5名(3か所)	4名(3か所)		9名(6か所)
講師	2名(2か所)			2名(2か所)
基幹センター	4名(1か所)			4名(1か所)
計(延)	80名(49か所)	41名(16か所)	12名(7か所)	133名(72か所)

内容

- ・ 開会挨拶
 砺波圏域障害者基幹相談支援センター センター長 吉田 孝則
- ・ 行政説明 『障害者虐待防止について』
 講師 富山県厚生部障害福祉課 管理係長 寶達 芳郎 氏
- ・ 講演 『障害(児)者支援に携わる者としての心構え
 ～不適切な支援を生み出さないために～』
 講師 一般社団法人 富山県社会福祉士会 監事 寺岡 栄一 氏
- ・ その他
 障害福祉サービス費の請求審査について 南砺市 福祉課 中井 麻衣 氏
- ・ 閉会

*複数の事業所からの要望があり、1月31日(火)午前・午後と各1回再配信を実施

アンケート結果

・研修会内容は、大変満足・概ね満足を合わせて8割の人が満足していた。また、虐待防止研修が義務化となり、今回の研修会を事業所の虐待防止研修として参加した。コロナ禍でありZoom開催でありがたかった等の感想があった。

3 相談支援事業所における個別ケア検討会：基幹相談支援センターと共催

内容:砺波市、小矢部市、南砺市の地域毎に1回ずつ+1事業所

延 48名参加

*アドバイザー：主任相談支援専門員

把握した地域課題

- (活動の結果、把握した地域課題を記載する。)
- ・相談支援専門員等の資質向上及びネットワークの強化を引き続き行っていく。
 - ・地域生活支援拠点等の整備についての取り組み

備考

令和5年度 活動計画報告書

組 織 名	相談支援事業所連絡会		
構 成 員	代表	—	庶務
※姓(所属)	障がい者サポートセンターきらり 地域活動支援センターとなみ野 地域活動支援センターひまわり わくわく小矢部相談支援事業所		相談支援センターあい 地域生活支援センターすまいる わらび学園
取り組む 地域課題	(活動事項の元となる地域課題を記載する。) ・相談支援専門員等の資質向上及びネットワークの強化 ・地域生活支援拠点等の整備についての取り組み		
活動事項 ※No_事項	(No.を付けて協議または実施する事項を箇条書きに記載する。) 1 研修会、情報交換 2 個別ケア検討会		
活動内容 (予定) ※No_内容	(活動事項ごとに協議または実施を予定する活動内容を記載する。) 1 研修会、情報交換 ・ 5回程度/年 2 個別ケア検討会：基幹相談支援センターと共催 ・ 3回/年(集合型)		
備 考			

令和4年度 活動実績報告書

組織名	サービス事業所連絡会																		
構成員	代表	—	庶務 砺波圏域障害者基幹相談支援センター																
※姓(所属)	年度当初に各事業所に連絡会の参加希望を確認し、希望のあった事業所に開催案内を送付																		
		希望した事業者数	圏域の事業者数																
	就労支援事業所(就労移行、就労継続A・B、就労定着)	18 か所	18 か所																
	居宅支援事業所(居宅介護、同行援護、行動援護)	15 か所	16 か所																
	障害児支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)	20 か所	20 か所																
	居住支援事業所(入所施設、短期入所)	20 か所	20 か所																
	日中支援事業所(生活介護、自立訓練等)	33 か所	40 か所																
活動対象地域課題	(活動の対象とした地域課題を記載する。) ・ 障害福祉サービスの提供に関する活動内容の共有や課題把握 ・ 砺波圏域における地域生活支援拠点等の整備等 ・ 職員等の資質向上																		
活動事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。) 1 地域生活支援拠点等の整備に関する行政説明 2 研修会																		
活動内容 (結果) ※No. 内容	(活動事項ごとに協議または実施した内容及び結果を記載する。) 1 行政説明 ：5月 (会場受講と Zoom 配信) 対象：①短期入所事業所②居宅支援事業所 参加状況：33名 17事業所+各市 内容：「砺波圏域地域生活支援拠点等の整備について」 講師 南砺市地域包括医療ケア部福祉課 課長補佐 上野 真希 氏 砺波市福祉市民部社会福祉課障害福祉サービス支給担当者 川邊由紀恵 氏 砺波圏域障害者基幹相談支援センター センター長 吉田 孝則 氏 2 研修会 (1)「障害理解を深める基礎研修」 開催：6月に2回開催(会場受講と Zoom 配信) 対象：2日間4講義全ての受講を原則とし、下記のいずれの条件も満たす方 ・ 砺波圏域内にて障害福祉相談・支援業務に従事する方 ・ 関係機関における実務経験が概ね3年未満の方 参加状況： <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総参加者数</th> <th>内訳：Zoom参加</th> <th>内訳：会場参加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日目</td> <td>53名 (33か所)</td> <td>48名(28か所) サービス事業所31名(19か所)、 行政等17名(9か所)</td> <td>5名(5か所) サービス事業所3名(3か所)、 相談支援事業所2名(2か所)</td> </tr> <tr> <td>2日目</td> <td>50名 (31か所)</td> <td>46名(27か所) サービス事業所31名(18か所)、 行政等15名(9か所)</td> <td>4名(4か所) サービス事業所2名(2か所)、 相談支援事業所2名(2か所)</td> </tr> </tbody> </table> 日程： <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日目</td> <td>講義1『身体(及び高次脳機能)障害について』 講師：社会福祉法人マーシ園 看護・リハビリテーション 所長 上坂 禎子 氏 主査 作業療法士 丹羽 祐子 氏 講義2『知的障害について』 講師：社会福祉法人溪明会 溪明園めるへん 管理者 能松 努 氏</td> </tr> </tbody> </table>				総参加者数	内訳：Zoom参加	内訳：会場参加	1日目	53名 (33か所)	48名(28か所) サービス事業所31名(19か所)、 行政等17名(9か所)	5名(5か所) サービス事業所3名(3か所)、 相談支援事業所2名(2か所)	2日目	50名 (31か所)	46名(27か所) サービス事業所31名(18か所)、 行政等15名(9か所)	4名(4か所) サービス事業所2名(2か所)、 相談支援事業所2名(2か所)		内容	1日目	講義1『身体(及び高次脳機能)障害について』 講師：社会福祉法人マーシ園 看護・リハビリテーション 所長 上坂 禎子 氏 主査 作業療法士 丹羽 祐子 氏 講義2『知的障害について』 講師：社会福祉法人溪明会 溪明園めるへん 管理者 能松 努 氏
	総参加者数	内訳：Zoom参加	内訳：会場参加																
1日目	53名 (33か所)	48名(28か所) サービス事業所31名(19か所)、 行政等17名(9か所)	5名(5か所) サービス事業所3名(3か所)、 相談支援事業所2名(2か所)																
2日目	50名 (31か所)	46名(27か所) サービス事業所31名(18か所)、 行政等15名(9か所)	4名(4か所) サービス事業所2名(2か所)、 相談支援事業所2名(2か所)																
	内容																		
1日目	講義1『身体(及び高次脳機能)障害について』 講師：社会福祉法人マーシ園 看護・リハビリテーション 所長 上坂 禎子 氏 主査 作業療法士 丹羽 祐子 氏 講義2『知的障害について』 講師：社会福祉法人溪明会 溪明園めるへん 管理者 能松 努 氏																		

	グループワーク（会場受講者5名参加）
2日目	講義3『精神障害について』 講師：医療法人社団啓愛会 小矢部大家病院 地域連携部長 小原 智恵 氏 ピア・フレンズ
	講義4『発達障害について』 講師：富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」 主任 鈴木 勇 氏
	意見交換（会場受講者4名参加）
アンケート結果	
<ul style="list-style-type: none"> 参加者からは「基礎的な部分を学べる研修は本当にありがたい」「改めて障害の理解を深めることができた。利用者一人ひとりに合わせた支援を心がけていきたい」「当事者の方の体験談や経験談を聞くことができて、とても貴重な機会になった」「障害を知って、一人ひとりに寄り添う支援をしていきたい」等の感想があった。 次年度も開催を希望する声があった。 	
（2）「介護保険制度を理解する研修会」	
開催：10月（Zoom配信）	
対象：①砺波地域障害者自立支援協議会 サービス事業所連絡会（居住系、施設入所支援・共同生活援助）管理者及びサービス管理責任者、地域生活支援部会部会員 ②指定一般・特定相談支援事業所 相談支援従事者 ③地域包括支援センター 介護支援専門員、保健師及び社会福祉士 ④行政福祉担当課 障害福祉担当者、等	
参加状況：58名 （内訳）地域生活支援部会9名、相談支援事業所18名（7か所） サービス事業所22名（8か所）、行政等9名（5部署）	
内容	
<ul style="list-style-type: none"> 開会挨拶 砺波地域障害者自立支援協議会 地域生活支援部会長 小山 雄次 氏 挨拶代読 地域生活支援部会庶務 吉江 知奈美 氏 講演 演題 「介護保険制度及び地域包括支援センターの活動について」 講師 砺波市福祉市民部 地域包括支援センター 主幹 利波 順子 氏 砺波市福祉市民部 地域包括支援センター 主任 高田 知枝 氏 閉会挨拶 	
アンケート結果	
<ul style="list-style-type: none"> とてもわかりやすい話であった。事例もあり具体的なイメージを持って聞くことができた。介護保険サービスについて理解を深める機会となった。また介護分野と障害分野の連携や移行が重要な課題であることを学んだ等の感想があった。 	
（3）就労支援従事者研修会	
開催：11月	
対象：①砺波地域障害者自立支援協議会 就労支援部会に所属する部会員（9） ② 〃 サービス事業所連絡会に所属する就労系サービス事業所サビ管等（17） ③ 〃 相談支援事業所連絡会に所属する相談支援専門員（9）等 ④砺波圏域行政福祉担当課 担当者	
参加状況：34名 （内訳）就労支援部会員9名、相談支援事業所7名（5か所）、就労継続支援A型2名（2か所）就労継続支援B型7名（6か所）、支援学校1名（1か所）、行政4名（1か所）、議員1名基幹センター3名	
内容	
<ul style="list-style-type: none"> 開会挨拶 砺波地域障害者自立支援協議会 就労支援部会長 長谷川 京子 氏 ①講義 「障がい者の就労支援に携わる立場として」（約1時間） 講師 株式会社オレンジ 専務取締役・サービス管理責任者 石金 一洋 氏 （オレンジからは他3名参加） 	

②グループワーク：5つのグループに編成（約30分）

③発表：1G・4G・5G（約30分）

・ 閉会挨拶

砺波地域障害者自立支援協議会事務局 南砺市福祉課長補佐 上野 真希 氏

アンケート結果

・参加された方は、みなさん満足されていた。

・A型、B型はゴールではなく、利用者は一般就労を目指すということを再認識しました。決めつけない、強みを引き出す支援の大切さを再認識した。また、A型事業所の目的・目標に向かって、実践する。判断する基準は、目的・目標であるとすっきりとした感じになった等の感想があった。

（4）障害者福祉施設従事者等のための虐待防止に関する研修会

開催：1月

対象者：砺波市、小矢部市、南砺市内における障害児者の支援に携わる者 50名程度

（ 砺波圏域内における障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の管理者、サービス管理（提供）責任者（児童発達支援管理責任者）及び従事者、相談支援事業所従業者、行政担当職員、社会福祉協議会職員 等 ）

参加状況：総計 延 133名(延 72か所) 内訳は下記のとおり

内 訳	1/19	1/31 再配信:AM	1/31 再配信:PM	計(延)
相談支援事業所	16名(7か所)	2名(2か所)	3名(2か所)	21名(11か所)
障害福祉サービス事業所	46名(32か所)	34名(10か所)	9名(5か所)	89名(47か所)
社会福祉協議会	2名(2か所)			2名(2か所)
訪問看護ステーション	2名(1か所)			2名(1か所)
就業・生活支援センター	3名(1か所)	1名(1か所)		4名(2か所)
行政	5名(3か所)	4名(3か所)		9名(6か所)
講師	2名(2か所)			2名(2か所)
基幹センター	4名(1か所)			4名(1か所)
計(延)	80名(49か所)	41名(16か所)	12名(7か所)	133名(72か所)

内容

・ 開会挨拶

砺波圏域障害者基幹相談支援センター センター長 吉田 孝則

・ 行政説明 『障害者虐待防止について』

講師 富山県厚生部障害福祉課 管理係長 寶達 芳郎 氏

・ 講演 『障害（児）者支援に携わる者としての心構え

～不適切な支援を生み出さないために～』

講師 一般社団法人 富山県社会福祉士会 監事 寺岡 栄一 氏

・ その他

障害福祉サービス費の請求審査について 南砺市 福祉課 中井 麻衣 氏

・ 閉会

*複数の事業所からの要望があり、1月31日(火)午前・午後と各1回再配信を実施

アンケート結果

・研修会内容は、大変満足・概ね満足を合わせて8割の人が満足していた。また、虐待防止研修が義務化となり、今回の研修会を事業所の虐待防止研修として参加した。コロナ禍でありZoom開催でありがたかった等の感想があった。

把握した
地域課題

(活動の結果、把握した地域課題を記載する。)

・サービス事業所間の横のつながりを広げていく。

・職員等の資質向上を引き続き行っていく。

・地域生活支援拠点等の整備について前向きな取り組み。

備 考

令和5年度 活動計画報告書

組 織 名	サービス事業所連絡会		
構 成 員	代表	—	庶務
※姓(所属)	砺波圏域障害者基幹相談支援センター		
※No.事項	年度当初に各事業所に連絡会の参加希望を確認し希望のあった事業所に開催案内を送付		
取り組む 地域課題	(活動事項の元となる地域課題を記載する。) <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業所間のネットワークの強化 ・ 職員等の資質向上 ・ 地域生活支援拠点等の整備についての取り組み 		
活動事項 ※No.事項	(No.を付けて協議または実施する事項を箇条書きに記載する。) <ol style="list-style-type: none"> 1 研修会、情報交換会 		
活動内容 (予定) ※No.内容	(活動事項ごとに協議または実施を予定する活動内容を記載する。) <ol style="list-style-type: none"> 1 研修会、情報交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業所の種別(居住系、就労系、障害児系、居宅系、日中系)ごとに各2回程度開催 		
備 考			

令和4年度 活動実績報告書

組織名	当事者委員会		
構成員 ※姓(所属)	代表	—	庶務 山本（地域活動支援センターとなみ野） 木本（相談支援センターあい）
		上野（南砺市福祉課） 吉江（障がい者サポートセンターきらり） 今多（わくわく小矢部相談支援事業所）	山田（砺波圏域障害者基幹相談支援センター） 野原（地域活動支援センターひまわり）
活動対象 地域課題	（活動の対象とした地域課題を記載する。） 地域で暮らす障害のある方々の思いや意見を伺い、協議会に反映するとともに障害種別を超えての当事者間の交流を目指す。		
活動事項 ※No. 事項	（No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。） 1 防災に関する研修会を南砺市対象で実施。		
活動内容 （結果） ※No. 内容	（活動事項ごとに協議または実施した内容及び結果を記載する。） 1 令和4年10月14日（金）16時00分～17時00分 参加者30名 【講義】『身近でできる防災について学ぼう』 【グループワーク】 【グループ発表講評及び質疑応答】 ○アンケート結果より（一部抜粋） ・わかりやすかった、勉強になりました。 ・帰ってから家族と防災について話し合う機会を作ることを伝えようと思った。 ・防災は他人事と思っていましたが備えんなんと思った。 ・（グループワークでは）知らない人とでも話せてよかった。 等 ★今後の取り組み ・令和5年度は砺波、小矢部地域で防災研修を実施する 砺波地域 6月～7月頃 会場候補：砺波体育センター、砺波市文化会館・ 砺波市出町子供歌舞伎曳山会館 小矢部地域 10月～11月頃 会場候補：地域活動支援センターひまわり・小矢部市総合保健福祉センター		
把握した 地域課題	（活動の結果、把握した地域課題を記載する。） ・災害が少ない地域のため、イメージが出来ていない方が多いことが分かった。これまで災害について考えるきっかけ、機会があまりなかった。4年度は日頃の備えの必要性について学ぶことが出来たが、5年度は具体的な取り組みについて学ぶ機会が必要。 ・災害について地区の人と一緒に学び、つながる機会が必要。		
備考			

令和5年度 活動計画報告書

組 織 名	当事者委員会		
構 成 員 ※姓(所属)	代表	—	庶務
			山本（地域活動支援センターとなみ野） 木本（相談支援センターあい）
		黒田（砺波市社会福祉課） 吉江（障がい者サポートセンターきらり） 今多（わくわく小矢部相談支援事業所）	野原（地域活動支援センターひまわり） 山田（砺波圏域障害者基幹相談支援センター）
取り組む 地域課題	<p>（活動事項の元となる地域課題を記載する。）</p> <p>災害が少ない地域のため、災害のイメージが出来ていない方が多い。当事者の方が災害について考えるきっかけ、機会の場が必要。地区の人と一緒に学び、つながる機会が必要。また、地域で暮らす障害のある方々の思いや意見を発信する場が必要であり、協議会に反映するとともに障害種別を超えての当事者間の交流を目指す。</p>		
活動事項 ※No. 事項	<p>（No.を付けて協議または実施する事項を箇条書きに記載する。）</p> <p>1 地域の防災について学ぶ</p>		
活動内容 （予定） ※No. 内容	<p>（活動事項ごとに協議または実施を予定する活動内容を記載する。）</p> <p>1 令和3年度に実施した『災害時緊急時及び感染症におけるアンケート』の結果を踏まえ、地域の防災についての知識を深めるために、防災士の方による研修会を各圏域で実施する（南砺地域は令和4年度に実施済）。</p> <p>6～7月頃砺波地域を対象、10～11月頃小矢部地域を対象として実施予定。</p>		
備 考			

令和4年度 活動実績報告書

組 織 名	権利擁護・虐待防止委員会		
構 成 員 ※姓(所属)	代表	—	庶務 山 田 砺波圏域障害者基幹相談支援センター
		湊 (砺波市社会福祉課) <議長> 竹 内 (小矢部市社会福祉課) 中 井 (南砺市福祉課) 五十里 (砺波市社会福祉協議会) 八十島 (小矢部市社会福祉協議会) 新 敷 (南砺市社会福祉協議会) 西 部 (となみ野後見福祉会)	中 林 (地域活動支援センターとなみ野) 吉 江 (障がい者サポートセンターきらり) 林 (わくわく小矢部) 野 原 (地域活動支援センターひまわり) 山 崎 (相談支援センターあい) 山 田 (砺波圏域障害者基幹相談支援センター) 計 13 名
活動対象 地域課題	(活動の対象とした地域課題を記載する。) 砺波圏域内における障害者虐待や権利侵害の実情がどうなっているのか解らない 障害者虐待及び権利侵害に該当する個別ケースへの対応の仕方が難しい 各事業所内において虐待防止や権利擁護支援等について学ぶ機会が不足している		
活動事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。) 1. 砺波圏域内における障害児者の権利侵害及び障害者虐待等の実態把握 2. 個別ケース検討会の開催 3. 障害福祉施設従事者及び福祉関係者の権利擁護に関する知識・技術習得の機会		
活動内容 (結果) ※No. 内容	(活動事項ごとに協議または実施した内容及び結果を記載する。) 1. 委員会開催 日 時：令和4年8月2日(火) 10:00～11:00 場 所：小矢部市総合保健福祉センター 3階 大会議室 参加者：16名(委員13名 + 基幹センター3名) 協議事項 ア. 令和3年度の障害者虐待の対応に関する実績報告 イ. 令和3年度の成年後見制度に関する実績報告 ウ. 令和4年度の活動計画について 委員からの意見はなく、庶務(基幹センター)より案を提示 ① 障害者虐待防止に関する研修会の開催 ② 事例検討会 →①②とも委員からの賛同を得る エ. 意見交換 └ 障害者虐待防止について、各事業所での取り組みについて紹介してもらおう。 └ 義務化に向けて具体的にどのような取り組みを行っていくか？また、小規模事業所における委員会や研修会等の開催が難しいとの意見がある。 └ 当事者の意思を尊重し、許容していく意思決定支援の難しさについて、事例を通して理解を深めたいとの意見がある。 2. 個別ケース検討会 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響のため未実施		

	<p>3. 研修会の実施</p> <p>テ ー マ：【令和4年度 障害者福祉施設従事者等のための虐待防止に関する研修会】</p> <p>日 時：令和5年1月19日（金）14：00～16：00</p> <p>[再配信]：令和5年1月31日（火）10：00～12：00 / 14：00～16：00</p> <p>配信会場：障がい者サポートセンターきらり 会議室</p> <p>参加者：延 133名（参加事業所：延 72箇所）</p> <p>内 容：</p> <p>行政説明「障害者虐待防止について」</p> <p>講 師 富山県厚生部障害福祉課 管理係長 寶達 芳郎 氏</p> <p>講 演「障害（児）者支援に携わる者としての心構え ～不適切な支援を生み出さないために～」</p> <p>講 師 一般社団法人 富山県社会福祉士会 監 事 寺岡 栄一 氏</p> <p>アンケート実施：89件回答有（回答率66.9%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会内容は、大変満足・概ね満足を合わせて8割以上の人が満足していた。 ・行政説明では、虐待の基礎的な知識を学ぶことができた、難しい法律についてポイントを絞って説明してもらい分かりやすかった等の意見があった。 ・講演では、具体例をたくさんはなされ自分の身近にもあることだと再認識できた、支援者のチームワークが重要であり絶対に一人で抱え込まないことが重要であると強く感じた等の意見があった。 ・虐待防止研修が義務化となり、今回の研修会を事業所の虐待防止研修として参加した。コロナ禍でありZoom開催でありがたかった。再配信してもらえたことで、研修会当日参加できなかった職員も参加できるためありがたかった。 ・事業所によっては、特に障害児通所支援事業所からは午前中の開催を希望する声があった。
把握した地域課題	<p>（活動の結果、把握した地域課題を記載する。）</p> <p>各事業所内において虐待防止や権利擁護支援等について、情報を収集する機会やスキル向上を目指し学ぶ場が不足している</p> <p>障害者虐待及び権利侵害に該当する個別ケースへの対応、解決に向けた支援スキルが身につけていない</p>
備 考	

令和5年度 活動計画報告書

組 織 名	権利擁護・虐待防止委員会		
構 成 員 ※姓(所属)	代表	—	庶務 砺波圏域障害者基幹相談支援センター 山 田
	湊 (砺波市社会福祉課) 山 中 (小矢部市社会福祉課) 新 澤 山 (南砺市福祉課) 新 五十里 (砺波市社会福祉協議会) 西 村 (小矢部市社会福祉協議会) 新 山 本 (南砺市社会福祉協議会) 新 西 部 (となみ野後見福祉会)		中 林 (地域活動支援センターとなみ野) 林 (わくわく小矢部) 野 原 (地域活動支援センターひまわり) 山 崎 (相談支援センターあい) 柳 瀬 (障がい者サポートセンターきらり) 新 山 田 (砺波圏域障害者基幹相談支援センター) 計 13 名
取り組む 地域課題	(活動事項の元となる地域課題を記載する。) 砺波圏域内における障害者虐待や権利侵害の実情がどうなっているのか解らない 各事業所内において虐待防止や権利擁護支援等について、情報を収集する機会やスキル 向上を目指し学ぶ場が不足している 障害者虐待及び権利侵害に該当する個別ケースへの対応、解決に向けた支援スキルが身 についていない		
活動事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施する事項を箇条書きに記載する。) 1. 砺波圏域内における障害児者の権利侵害及び障害者虐待等の実態把握 2. 障害福祉施設従事者及び福祉関係者の権利擁護に関する知識・技術習得の機会 3. 個別ケース検討会の開催		
活動内容 (予定) ※No. 内容	(活動事項ごとに協議または実施を予定する活動内容を記載する。) 1. 各団体・事業所より、令和4年度の障害者虐待の対応及び成年後見制度に関する実績 報告を実施。(年1回 時期未定) 2. 障害者虐待及び権利擁護支援に関する研修会の開催。(年1回 時期未定) 3. 委員内で事例提供者を募り、困難ケースと思われる事案に対し、個別のケース検討会 を実施。(年1～2回 時期未定)		
備 考			

令和 4 年度 活動実績報告書

組 織 名	障害者差別解消支援委員会		
構 成 員	代表	—	庶務 小矢部市社会福祉課
※姓(所属)	鷹西委員 (富山福祉短期大学) 浦辻委員 (富山県砺波厚生センター) 吉田委員 (砺波市教育委員会) 角委員 (富山地方法務局砺波支局) 青木委員 (砺波労働基準監督署) 川口委員 (ハローワーク砺波) 八十島委員 (小矢部市社会福祉協議会) 木本委員 (相談支援センターあい)		西部委員 (南砺市手をつなぐ育成会) 中本委員 (当事者委員会) 影近委員 (当事者委員会) 森田委員 (当事者委員会) 松井委員 (砺波圏域障害者基幹相談支援センター) 上野委員 (南砺市福祉課) 黒田委員 (砺波市社会福祉課) 脊戸委員 (小矢部市社会福祉課) 委員 16 名
活動対象 地域課題	(活動の対象とした地域課題を記載する。) 砺波圏域における障害者の差別解消 (合理的配慮) の推進		
活動事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施した事項を箇条書きに記載する。) 差別解消 (合理的配慮) に関する委員会の開催		
活動内容 (結果) ※No. 内容	(活動事項ごとに協議または実施した内容及び結果を記載する。) 1 委員会開催 日 時：令和5年3月14日(火) 14:00～15:00 場 所：小矢部市総合保健福祉センター 3階大会議室 出席者：委員 15名 (1) 県の差別に関する相談の報告 (2) 行政から事業の紹介 小矢部市：R5.4～AI オンデマンド交通チョイソコおやべ実証運行開始 (手帳所持者等は希望すれば自宅を停留所として登録可能) 砺波市：先行してチョイソコとなみ運行 (就労施設への運行について、サポーターの登録等により取り組みを進める。) 南砺市：災害時の避難所の運営に配慮が必要な方へのハンドブックを作成 (3) 意見交換 「3市をまたぐバスがあれば使いたい」 「障害者の就労について」 「相談支援員としての思い」など (4) 講評		
把握した 地域課題	(活動の結果、把握した地域課題を記載する。) 民間事業者への合理的配慮の周知		
備 考			

令和 5 年度 活動計画報告書

組 織 名	障害者差別解消支援委員会		
構 成 員	代表	—	庶務
※姓(所属)			南砺市福祉課
取り組む 地域課題	(活動事項の元となる地域課題を記載する。) ・ 砺波圏域における障害者の差別解消（合理的配慮）の推進		
活動事項 ※No. 事項	(No.を付けて協議または実施する事項を箇条書きに記載する。) 1 障害児者の差別解消支援の実態把握と事例検討及び情報交換の実施 2 障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の周知啓発の強化		
活動内容 (予定) ※No. 内容	(活動事項ごとに協議または実施を予定する活動内容を記載する。) 1 障害児者の差別解消支援の実態把握と事例検討及び情報交換の実施 委員会の開催 2 障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の周知啓発の強化 周知啓発方法の検討		
備 考			

令和4年度 砺波地域障害者自立支援協議会 決算

(単位:円)

収入の部	項目	予算額	摘要	摘要
	運営費収入	150,000	構成市負担金 50,000×3市(砺波市、小矢部市、南砺市)	
	雑収入	0	貯金利息	
	前年度繰越金	0		
	合計	150,000		

(単位:円)

支出の部	項目	予算額	摘要	就労支援部 会	障害児部会	地域生活 支援部会	差別解消 支援委員会	当事者 委員会	権利擁護・ 虐待防止委員会	基幹センター	事務局(行 政)	計
	報償費	30,000	謝礼	10,000	10,000	0	0	0	10,000	0		30,000
	需用費	51,943										
	消耗品費	14,212	事務用品 コピー用紙	0	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	220	220
	食糧費	4,331	本会議お茶代 お茶代	380	236	0	2,400				1,749	13,992
	印刷製本費	33,400	就労支援ガイドブック(増刷) 印刷代	29,000		0		4,400			1,315	3,016
	役務費	52,201										29,000
	通信運搬費	52,201	郵送料 切手		2,520	2,520	2,520	2,520			8,140	4,400
	委託料	15,856	当事者委員会交流事業					15,856			18,851	15,856
	合計	150,000		43,649	14,505	4,269	6,669	24,525	14,269	11,839	30,275	150,000

令和5年度 砺波地域障害者自立支援協議会 予算(案)

収入の部		摘要		(単位:円)
項目	予算額	摘要	摘要	
運営費収入	150,000	構城市負担金 50,000×3市(砺波市、小矢部市、南砺市)		
雑収入	0	貯金利息		
前年度繰越金	0			
合計	150,000			

支出の部												(単位:円)
項目	予算額	摘要	摘要	障害児部会	就労支援部会	地域生活 支援部会	差別解消 支援委員会	当事者 委員会	権利擁護・ 虐待防止委員会	基幹センター	事務局(行政)	計
報償費	73,000	謝礼		20,000	20,000	10,000	3,000		10,000	10,000		73,000
需用費	15,000											
消耗品費	6,000	事務用品			2,000	2,000					2,000	6,000
食糧費	6,000	本会議お茶代 お茶代							2,000	2,000		4,000
印刷製本費	3,000	就労支援ガイドブック(増刷) 子育て応援ナビ(改訂) 印刷代		0	0	3,000						3,000
役員費	32,000											
通信運搬費	32,000	郵送料			3,000				8,000	8,000	13,000	32,000
委託料	30,000	当事者委員会交流事業						30,000				30,000
合計	150,000			20,000	25,000	15,000	3,000	30,000	20,000	20,000	17,000	150,000

砺波圏域障害者基幹相談支援センター
令和4年度事業報告

1 障害者相談支援事業及び総合的・専門的な相談支援に関すること。

障害者相談支援事業として、障害者またはその支援者等からの相談に応じるため相談窓口を設け、必要な援助及び専門機関の紹介を行った。また、総合的・専門的な相談支援として、障害のある人や家族、地域住民や関係機関から相談先等が分からない相談を障害の種別に関わらず総合的に受ける窓口を設け、一緒に方法を検討し、相談支援事業所や行政につないだ。

(1) 相談者数

表1 障害別相談者数（実数）

主障害	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計	前年度
身体障害	1	1	1	1	0	0	4	3
重症心身	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	7	1	1	0	0	0	9	10
精神障害	8	1	1	0	0	0	10	8
発達障害	4	4	0	0	0	0	8	8
高次脳機能障害	1	0	0	0	0	0	1	1
難病等	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	31	20	20	20	2	2	95	73
計	52	27	23	21	2	2	127	103
前年度	37	23	23	17	2	2	103	

※ その他は、障害の診断名がない方、相談支援・サービス事業所、医療機関、関係機関等が含まれる。

※ 県内は、3市に区分できない砺波圏域からのものを含む。（以下の表も同様）

表2 障害別相談者数（延人数）

主障害	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計	前年度
身体障害	1	1	1	2	0	0	5	7
重症心身	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	415	1	2	0	0	0	418	264
精神障害	206	5	4	0	0	0	215	65
発達障害	61	54	0	0	0	98	213	130
高次脳機能障害	30	0	0	0	0	0	30	15
難病等	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	290	202	180	185	32	4	893	664
計	1,003	263	187	187	130	4	1,774	1,145
前年度	555	179	182	188	32	9	1,145	

(2) 相談件数（延件数）

表3 相談者別相談件数（延件数）

相談者	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計	前年度
家族	68	19	4	1	0	0	92	42
本人	458	26	3	2	0	4	493	258
福祉担当課	67	34	32	25	0	0	158	146
こども課	76	0	1	0	0	0	77	13
民生児童委員	9	0	0	0	0	0	9	4
サービス事業所	171	107	111	38	2	0	429	192
相談支援事業所	89	84	45	70	3	0	291	351
支援学校	0	1	2	10	0	0	13	0
医療機関	43	5	5	7	0	0	60	26
その他	215	25	11	53	33	0	337	214
計	1,104	301	214	206	130	4	1,959	1,246
前年度	599	199	196	211	32	9	1,246	

※ 本人に複数の支援者・関係機関等が関与するため件数が多くなる。

表4 相談方法別相談人数（延人数）

相談方法	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計	前年度
訪問	131	51	47	15	0	0	244	171
来所	98	8	7	14	0	0	127	122
同行	21	3	0	0	0	0	24	14
電話	614	168	113	108	13	2	1,018	662
メール	189	30	15	22	19	2	277	90
個別支援会議	14	1	1	0	0	0	16	10
関係機関	6	0	0	2	0	0	8	3
ZOOM	12	0	0	11	0	0	23	0
その他	16	2	4	15	0	0	37	73
計	1,101	263	187	187	32	4	1,774	1,145
前年度	555	179	182	188	32	9	1,145	

表5 相談内容別相談件数（延件数）

相談内容	砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計	前年度
サービス利用	354	154	139	52	31	0	730	334
障害や症状	45	18	9	12	0	0	84	214
健康・医療	47	3	1	1	0	0	52	25
不安の解消	222	5	1	2	0	0	230	162
保育・教育	11	4	1	1	0	0	17	4
家族関係	88	8	3	0	0	0	100	36
家計・経済	97	2	1	1	0	2	103	14
生活技術	52	3	2	3	0	1	61	27
就労に関する	75	12	3	11	0	0	101	76
社会参加・余暇	41	17	2	5	0	0	65	65
権利擁護に関する	3	8	3	33	0	0	47	38
その他	66	29	22	66	1	0	184	150
計	1,101	263	187	187	32	4	1,774	1,145
前年度	555	179	182	188	32	9	1,145	

（凡例）

略記	内 容	略記	内 容
サービス利用	福祉サービスの利用等に関する支援	家計・経済	家計・経済に関する支援
障害や症状	障害や症状の理解に関する支援	生活技術	生活技術に関する支援
健康・医療	健康・医療の理解に関する支援	就労に関する	就労に関する支援
不安の解消	不安の解消・情緒安定に関する支援	社会参加・余暇	社会参加・余暇活動に関する支援
保育・教育	保育・教育に関する支援	権利擁護に関する	権利擁護に関する支援
家族関係	家族関係・人間関係に関する支援	その他	その他

(3) 職員体制

職種	員数	保有資格
センター長	1名	
相談支援専門員	2名	主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士
保健師	1名	看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員

(4) 研修会等参加

主催者等	内容	回数	参加者
北陸地区知的障害者福祉協会	施設職員研究大会	1回	2名
日本相談支援専門員協会	研修会	2回	3名

県相談支援専門員協会	研修会	1回	2名
全国手をつなぐ育成会連合会	研修会	1回	4名
砺波圏域主任相談支援専門員	情報交換会等	3回	3名
富山県	研修会	4回	4名
県発達障害支援センター	講座	5回	7名
県こころの健康センター	研修会	4回	6名
県若年性認知症相談・支援センター	研修会及びネットワーク会議	1回	1名
県人材活躍推進センター	研修会及びネットワーク会議	2回	3名
県医師会	講習会	1回	1名
富山保護観察所	研修会	1回	1名
砺波厚生センター	家族教室及び研修会	4回	4名
砺波市社会福祉協議会	事例検討会及び研修会	7回	11名
砺波市地域包括支援センター	事例検討会	1回	1名
南砺市	講演会	1回	1名
砺波市	説明会	1回	2名
マーシ園ミライサポートあい	講演会	1回	1名
ウエルビー株式会社	説明会	1回	2名
大空と大地のポピー村	講演会	2回	2名
NPO 法人大空へ飛べ	相談会等	3回	3名
県社会福祉協議会	研修会	2回	2名
氷見市社会福祉協議会	研修会	3回	3名
その他	研修会	4回	4名
計		56回	73名

2 地域の相談支援体制の強化に関すること。

圏域内の相談支援事業所に対する助言や情報交換・研修会の開催などを通して地域全体の支援力向上を目指すとともに、地域の福祉や医療・教育・就労などの関係機関との連携を図った。

(1) 相談支援事業所への助言等件数（延件数、再掲）

砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計
89	84	45	70	3	0	291

(2) 研修会開催

研修会名	回数	参加者	備考
個別ケア検討会（集合型）	3回	35名、相談支援専門員、行政	助言者：主任相談支援専門員
個別ケア検討会（訪問型）	1回	9名、相談支援専門員、介護支援専門員、サービス提供者	助言者：主任相談支援専門員、市社協職員
全国基幹相談支援センター強化研修会試聴会	1回	11名、相談支援専門員、行政	

(3) 講師派遣・助言

主催者	内容	役割	回数	参加者
特定相談支援事業所八乙女	個別ケース会議	助言	1回	

砺波市地域包括支援センター	ほっとなみずっと元気会議(地域ケア個別会議)	助言	1回	
	ほっとなみ地域ネットワーク会議	講演、助言	4回	延100名
	支援センターミーティング	講演	1回	14名
	ケアプラン研修会	講演、助言	2回	
砺波市社会福祉協議会	住民参加ケース会議	助言	1回	
県立高岡支援学校	特別支援学校就労支援連携会議分科会(インターンシップ推進委員会)	講演	1回	15名
県教育委員会県立学校課	中・高進路指導研修会	講演	1回	15名
障害児部会	事例検討会	助言	1回	13名

- (4) 相談支援事業所情報交換会
3回開催、延32名参加

- (5) 障害福祉サービス情報の提供

提供時期	情報名	備考
5月	砺波圏域障害福祉サービス事業所ガイド	年1回、掲載サービス事業所、3市障害福祉担当課、3市社協、県関係機関、関係医療機関等へ配布
5月27日	障害福祉サービス事業所一覧(砺波市・小矢部市・南砺市)	4月1日現在を年1回公開
随時	障害福祉サービス事業所情報	障害福祉サービス事業所の情報を提供サービス別に基幹センターホームページにおいて情報内容の変更、事業所開設毎に随時公開
毎月	入居施設等空き情報一覧	施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助の空き状況を毎月、相談支援事業所、情報提供施設及び3市障害福祉担当課へ配布
随時	障害福祉サービス利用状況(サービス利用者の募集等)	サービス事業所から提供された利用状況に関する情報を相談支援事業所及び3市障害福祉担当課へ随時配布
随時	サービス事業所紹介動画	就労継続支援事業所等の紹介動画(2分程度)を作成し、基幹センターホームページで随時公開 ・151A福光(就労継続支援A型) ・みんなの台所城端(就労継続支援B型) ・ワークハウスとなみ野(就労移行支援) ・EACH-ONE新の葉(就労継続支援A型) ・多機能型事業所花椿かがやき(就労継続支援B型) ・福祉作業所油田(就労継続支援B型) ・福祉作業所庄川(就労継続支援B型) ・福祉作業所あけぼの第一(就労継続支援B型)

3 地域移行・地域定着の促進に関すること。

病院や施設等からの地域生活への移行を促し、地域での生活を定着させるための業務を行った。

- (1) 連絡会等参加

① 砺波地域精神保健福祉推進協議会幹事会(書面開催)

② 精神障害者地域移行（退院）支援連絡会

(2) 精神科病院と相談支援事業所との連絡会… 1回

内 容	参加者
病院、相談支援事業所等紹介及び 意見交換 〔相談支援事業所連絡会共催〕	17名 指定一般・特定相談支援事業所（6か所）、精神科病院(有床)（5 か所）、福祉担当課（2か所）、砺波厚生センター

4 権利擁護・虐待の防止に関すること。

障害のある人や家族からの権利侵害（虐待など）に関する相談に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を支援するとともに、普及啓発のための業務を行った。

(1) 相談件数（延件数、再掲）

砺波市	小矢部市	南砺市	県内	県外	不明	計
3	8	3	33	0	0	47

(2) 研修会開催… 3回

内 容	会場	参加者
障害者福祉施設従事者等のための虐待防止に関する研修会 〔相談・サービス事業所連絡会、権利擁護・虐待防止委員会共催〕 行政説明及び講演	ZOOM	133名(延72事業所) 再配信含む
同上再配信（午前、午後2回）	ZOOM	

5 自立支援協議会に関すること。

砺波地域障害者自立支援協議会の設置目的である「障害者及びその家族の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、良好な支援体制の整備の推進」を図るため、協議会の運営に協力するとともに、会議等へ参加した。

(1) 協議会報告… 1回

会議等	内 容
本会議	基幹相談支援センター令和3年度実績報告及び令和4年度事業計画について

(2) 協力状況

① 運営会議（庶務担当）… 3回

開催日	内 容
第1回	本会議（日時・場所、次第、報告等の内容、その他）について、その他
第2回	部会・連絡会・委員会の活動状況及び今後の予定、砺波圏域地域生活支援拠点等登録事業所、福祉を起点とする精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築について、その他
第3回	部会・連絡会・委員会の活動状況及び今後の予定、地域体制強化共同支援報告書の地域課題、日中サービス支援型グループホームの評価について、その他

② 相談支援事業所連絡会・サービス事業所連絡会（運営担当）

開催内容	主催			参加者
	相談	サービス	その他	
行政説明及びその他	○			41名

行政説明及びその他		○		33名
障害理解を深める基礎研修Ⅰ 2 講義及びグループワーク	○	○		58名
障害理解を深める基礎研修Ⅱ 2 講義及び意見交換	○	○		54名
介護保険制度を理解する研修会 講演	○	○	地域生活 支援部会	64名
身元保証事業に関する研修会 講演及び質疑応答	○			32名
就労支援従事者研修会 講義及びグループワーク	○	○	就労支援 部会	31名
精神科病院と相談支援事業所との連絡会	○			17名
障害者福祉施設従事者等のための虐待防止に関する 研修会(再掲) 行政説明及び講演	○	○	権利擁護	133名
同上再配信(午前、午後2回)	○	○	権利擁護	

※ 主催欄の相談は相談支援事業所連絡会、サービスはサービス事業所連絡会を指す。

③ 権利擁護・虐待防止委員会(庶務担当)

ア 会議…1回

内 容
委員の紹介、議長選任について、令和3年度の障害者虐待の対応に関する実績報告、成年後見制度に関する実績報告について、令和4年度の活動計画について、意見交換

イ 研修会…3回

内 容	共催
障害者福祉施設従事者等のための虐待防止に関する研修会(再掲) 行政説明及び講演	相談・サービス事業所連絡会
同上再配信(午前、午後2回)	

(3) 協議会参加

会議名	回数	参加者
本会議	1回	4名
当事者委員会	6回	延6名
就労支援部会	2回	延2名
障害児部会	1回	1名
障害者差別解消支援委員会	1回	1名

(4) 協議会情報の公開…センターホームページによる

月日	内 容
6月2日	5月27日、令和4年度第1回本会議開催(次第及び資料)
6月10日	就労支援部会発行「障害者雇用のすすめ」令和4年度版 障害児部会発行「子育て応援ナビ」令和4年度版

	障害児部会発行「子育てリーフレット」令和4年度版
10月26日	10月18日、地域生活支援部会「介護保険制度を理解する研修会」開催
10月31日	10月14日、当事者委員会「防災研修」開催
11月25日	11月11日、相談支援事業所連絡会「身元保証事業に関する研修会」開催
12月12日	11月29日、就労支援部会、事業所連絡会「就労支援従事者研修会」開催
2月10日	1月19日、権利擁護・虐待防止委員会「障害者福祉施設従事者等のための虐待防止に関する研修会」開催

6 その他の事業

障害者や家族、地域住民や関係機関等のセンターの利用を推進するとともに砺波圏域の障害者福祉の充実を図った。

(1) 利用の推進

① センター事業説明…3回

講演等を行う際に、当センターの事業内容を説明した。

② センターホームページお知らせ

公開日	内 容
5月2日	砺波圏域の状況（令和4年4月1日現在）
6月2日	6月1日、砺波市地域包括支援センター主催「支援センターミーティング」講演
6月10日	障害福祉サービス事業者一覧（砺波市・小矢部市・南砺市）公開
6月14日	5月23日・26日・31日・6月3日、砺波市地域包括支援センター主催「第1回ほっとなみ地域ネットワーク会議」講演
10月12日	9月7日、富山県立高岡支援学校主催「特別支援学校就労支援連携会議分科会」講演
〃	9月29日、富山県教育委員会県立学校課主催「中・高進路指導研修会」講演
12月12日	11月25日、砺波障害者就業・生活支援センター主催「障害者雇用セミナー」開催
12月28日	2月8日、社会福祉法人マーン園ミライサポートあい主催「ひきこもりの対話的支援」研修講演会開催案内

(2) 砺波圏域地域生活支援拠点等の整備への協力

① 砺波圏域地域生活支援拠点等整備運営に関するガイドライン改訂（令和5年3月）

② 砺波圏域地域生活支援拠点等整備運営に関するガイドライン説明…2回

③ 地域生活支援拠点等認定関係

ア 事前相談…7事業所

イ 事前ヒヤリング…6事業所

④ 地域体制強化共同支援記録書に基づく地域課題の報告…1回

会議名	内 容
自立支援協議会 運営会議	2記録書分 ① 収入の面から65歳以上の方が働く場がない。 支出の面で日常生活自立支援事業を利用しても歯止めがきかないことから、相談員、病院、社協、家族等の連携において横断的な連絡調整を効果的に行う。

	② 重度訪問介護の利用実績が少ないことより、医療機関で利用することの理解が不足している。
--	--

(3) 3市との連携…3回

会議名	内 容
砺波圏域障害福祉担当課長会議	運営会議、本会議、砺波地域生活支援拠点等整備事業、砺波圏域障害者基幹相談支援センター事業、第6期市町村障害福祉計画の推進について
砺波圏域障害福祉担当係長会議	砺波圏域地域生活支援拠点等の地域体制強化共同支援報告書の地域課題について
砺波圏域障害福祉担当係長会議	砺波圏域地域生活支援拠点等の地域体制強化共同支援加算の取扱い、部会等の書類作成及び会計報告のスケジュール、事務局等による書類作成について、その他

(4) 各種機関への協力について

主 催	会議等名	役職等	回数
砺波市	①砺波市障害支援区分判定審査会	判定員	7回
	②砺波市健康づくり推進協議会	委員	1回
砺波厚生センター	③精神障害者地域移行（退院）支援連絡会		1回
	④砺波地域精神保健福祉推進協議会	理事、幹事	1回（幹事会書面開催）
	⑤管内精神医療保健福祉機関長等連絡会議		1回（書面開催）
富山県相談支援専門員協会	⑥相談基礎研修		1回
	⑦富山県相談支援従事者専門コース別研修	GSV事例提供	2回
	⑧相談支援従事者現任者研修	ファシリテーター	3回
	⑨相談支援従事者現任者研修	実地研修	1回
	⑩サービス管理責任者研修		1回
	⑪総会	研修委員	1回
⑫会議等	研修委員	6回	

砺波圏域障害者基幹相談支援センター
令和5年度事業計画

1 事業方針について

障害や病気があっても地域で安心して暮らせるように、砺波圏域の中核的な機関として、障害の種別や年齢に関わらない総合的な窓口を設け専門的な相談支援を行い、研修会や事例検討会の開催などを通じ地域全体の支援力向上を図るとともに、地域の福祉、医療、教育、就労などの関係機関との連携による生活を支えるための地域のネットワークづくり及び地域全体で障害者を支えあう体制づくりを目指す。

2 事業計画について

(1) 障害者相談支援事業に関する事業

障害者またはその支援者等からの相談に応じる窓口を設け、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うために次の業務を行う。

① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）に関する業務

福祉サービスの利用についての情報提供、利用申請の援助、利用調整、生活相談等を行う。

② 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）に関する業務

地域の社会資源の紹介や、生活情報を提供する。

③ 社会生活力を高めるための支援に関する業務

生活する上で必要な金銭面の相談支援及び交通・移動手段、趣味・余暇活動に関する相談支援を行う。

④ ピアカウンセリングに関する業務

障害者であるカウンセラーが、社会生活上必要とされる心構えについて助言し、又は生活能力の習得に関する支援を行う。

⑤ 権利の擁護のために必要な援助に関する業務

介護者等からの虐待を受ける障害者等に対する迅速な保護のための措置や成年後見制度の利用が必要と認められる障害者等に対する利用に向けた支援等を行う。

⑥ 専門機関の紹介等に関する業務

必要に応じて、専門機関の紹介や引き継ぎを行う。

○ 令和5年度事業案

ア 相談窓口の設置（主に障害者またはその支援者等）

相談窓口…電話・FAX・メール・来所・訪問等に対応する。

相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休み。

TEL 0763-33-6252 FAX 0763-33-6275 MAIL info@t-k-kikan.com

イ 障害者相談支援事業の実施

(2) 総合的・専門的な相談支援に関する事業

障害者や家族、地域住民や関係機関から相談先等が分からない相談、複数の問題が絡み合った相談を障害の種別や年齢に関わらず総合的に受け入れ、相談支援専門員等の資格を有する者を配置し

て専門的に対応する窓口を設け、一緒に解決方法を検討し、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び行政につなぐために次の業務を行う。

① 総合的な相談支援に関する業務

相談先が分からない、複数の問題が絡み合っているなどの相談に障害の種別や年齢を限定しない総合的な窓口として、多様なニーズに対応する相談支援を行う。

② 専門的な相談支援に関する業務

相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者を配置し、専門的な相談支援を行う。

③ 複数の問題が絡み合った困難ケースに関する業務

直接の相談を受けた困難ケースには訪問等を行い、内容によってケア会議を開催し、援助方針を決定するとともに相談支援事業所の選定及び契約を支援する。また、相談支援事業所等が抱える困難ケースには、同行訪問、ケア会議への参加等とともに、専門的な助言を行う。

④ 障害の理解の推進に関する業務

障害への理解を深めてもらうため、出前講座の実施等を行う。

○ 令和5年度事業案

ア 総合的・専門的な相談窓口の設置（主に障害者、その支援者等または関係機関等）

職員配置

センター長（非常勤） 1名

相談支援専門員（常勤） 2名（主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）

保健師（非常勤） 1名（看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員）

イ 職員の専門性を高めるための研修参加と資格取得

ウ 障害理解研修会（出前講座）の実施

(3) 地域の相談支援体制の強化に関する事業

砺波圏域内の相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する助言や研修会、事例検討会及び情報交換会等の開催を通して地域全体の支援力向上を目指すとともに、地域の福祉や医療・教育・就労などの関係機関との連携を図るために次の業務を行う。

研修会、事例検討会及び情報交換会は、新型コロナウイルスの感染を防止するとともに、参加者の移動時間を削減しやすくするため、原則として ZOOM を利用したハイブリッド研修会またはリモート会議で実施する。

① 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する専門的な助言に関する業務

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、関係機関及び地域の支援者等からの相談に専門的な助言を行うとともに、砺波地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置された相談支援事業所連絡会と連携した事例検討会において専門的な考え方及び解決の指針を示す。

② 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等の人材育成、支援力向上に関する業務

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、関係機関及び地域の支援者等を対象とした情報提供を行うとともに、協議会に設置された相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会で事例検討会及び研修会を開催し、人材育成及び支援力向上を目指す。

③ 関係機関との連携、ネットワークの強化を図る業務

相談支援事業所連絡会及び障害福祉サービス事業所連絡会において関係機関を交えた情報交

換等を開催し、関係機関との連携、ネットワークの強化を図る。また、情報交換等で把握した事業所等の懸案事項や地域課題等を協議会へ報告する。

④ 地域の社会資源に関する情報の提供に関する業務

- ア センターホームページ(以下「ホームページ」という。)を公開し、障害福祉サービスの紹介、サービスの利用手続き、圏域内の障害福祉サービス事業所等を掲載する。
- イ 障害者、その家族及び関係機関が各事業所の概要や特徴を知ることによって円滑なサービスの利用が図れるよう、障害福祉サービス事業所ガイドの更新を行う。
- ウ 速やかに適切なサービス利用を図るため、施設入所、短期入所及び共同生活援助の空き情報を把握し相談支援事業者等へ毎月配信する。
- エ 提供されるサービスが十分に活用されるよう、サービス事業所等からの利用者紹介依頼を相談支援事業所等へ配信する。
- オ 障害者に就労継続支援等の障害福祉サービスの利用を働きかける際、サービス内容理解の手助けとして、そして見学する事業所選択の参考としてもらうため、サービス事業所の紹介動画を作成する。作成した動画は、ホームページに掲載し、動画の視聴が手軽に行えるようにする。

○ 令和5年度事業案

- ア 相談窓口の設置(主に相談支援事業所または障害福祉サービス事業者等)
- イ 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する専門的な助言
- ウ 人材育成、支援力向上のための事例検討会、研修会の開催
- エ 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所連絡会の開催
- オ 事例検討会、研修会、情報交換会のリモート併用の開催による参加者の拡大
- カ 障害福祉サービス事業所ガイドの更新
- キ 障害福祉サービス事業所一覧の作成と公表
- ク 入居施設等空き情報及びサービス事業所等利用者紹介依頼の配信
- ケ サービス事業所紹介動画の作成及びホームページの掲載

(4) 地域移行・地域定着の促進に関する事業

病院や施設等からの地域生活への移行を促し、地域での生活を定着させるために次の業務を行う。

① 地域移行、地域定着のための関係機関とのコーディネートに関する業務

施設や病院から退院・退所し、地域で暮らしたいという人の相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう関係機関と情報交換会等の開催により連携して支援する。

② 地域移行、地域定着についての広報、普及啓発に関する業務

病院の入院患者や施設等入所者及び看護師、生活支援員等の従事者を対象に、地域生活への移行及び地域での生活の実態を理解してもらう研修会を出前講座として実施し、地域移行、地域定着の普及啓発を行う。

③ 地域移行、地域定着についてのネットワークづくりに関する業務

厚生センターの主催する医療関係者との意見交換会への参加や施設入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業所との情報交換などを通じてネットワークづくりに努める。

④ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートに関する業務

障害者の地域での生活を支えるため、協議会の運営に協力等を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備の促進及び運営の充実等に協力し、支援体制の強化に努める。

○ 令和5年度事業案

- ア 相談窓口の設置（主に障害者、施設または病院等）
- イ 地域移行支援研修会（出前講座）の実施
- ウ 医療機関と相談支援事業所との情報交換会の開催
- エ 施設入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業所との連絡会の開催（再掲）
- オ 協議会の運営協力等の実施（後述）
- カ 地域生活支援拠点等の整備促進等への協力等の実施（後述）

(5) 権利擁護・虐待の防止に関する事業

障害者や家族からの権利侵害、虐待などに関する相談に応じ、権利侵害に関しては成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を支援し、虐待に関しては市障害者虐待防止センターと連携して対応し、権利擁護・虐待防止のために次の業務を行う。

① 成年後見制度の普及啓発に関する業務

呉西地区成年後見センターと連携を強化し、成年後見制度や手続きに関する研修会を開催し、制度の普及啓発を図る。

② 権利擁護、虐待防止の普及啓発に関する業務

協議会に設置された権利擁護・虐待防止委員会と連携し、圏域内の権利侵害等の現状を把握するとともに、情報交換会や事例検討会を通して権利擁護、虐待防止の普及啓発を図る。

③ 権利擁護の研修に関する業務

施設入所等のサービス事業所における権利擁護の推進を図るため、意思決定支援等の研修会で講師をする。

④ 虐待防止の研修に関する業務

障害者虐待防止の更なる推進のため、令和4年度より全てのサービス事業所において、従事者への研修が義務化されたことから、権利擁護・虐待防止委員会と連携して研修会を開催し従事者に参加してもらうことで、小規模な事業所の負担軽減を図る。

○ 令和5年度事業案

- ア 相談窓口の設置（主に障害者、その支援者等または関係機関等）
- イ 成年後見制度利用等の研修会の開催
- ウ 権利擁護・虐待防止委員会と連携した普及啓発の実施
- エ 権利擁護（意思決定支援等）研修講師の実施
- オ 虐待防止研修会の開催
- カ 研修会のハイブリッド開催（再掲）

(6) 協議会に関する事業

協議会の設置目的である「障害者及びその家族の支援に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、良好な支援体制の整備の推進」を図るため、協議会の運営に協力するとともに、会議等へ参加するために次の業務を行う。

① 協議会の運営協力に関する業務

ア 運営会議の庶務として、協議会の円滑で効率的な運営に協力する。

イ 相談支援事業所連絡会及びサービス事業所連絡会を運営し、人材育成及び支援力向上、関係機関との連携、ネットワークの強化を図る。

ウ 権利擁護・虐待防止委員会の庶務を担当し、圏域内の権利擁護・虐待防止の推進に協力する。

- ② 協議会への参加に関する業務
本会議、当事者委員会及び差別解消支援委員会へ参加する。
- ③ 相談支援事業所から報告される地域課題に関する業務
地域体制強化共同加算により拠点等の機能を担う相談支援事業所から提出された地域課題を取りまとめ、協議会へ報告する。
- ④ 協議会の情報公開、情報発信に関する業務
協議会本会議の協議内容、部会等の活動内容及び部会の作成した情報をホームページで公開する。
- 令和5年度事業案
 - ア 運営会議の庶務の担当
 - イ 相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所連絡会の運営（再掲）
 - ウ 権利擁護・虐待防止委員会の庶務の担当
 - エ 本会議、当事者委員会及び差別解消支援委員会への参加
 - オ 相談支援事業所から報告される地域課題を協議会へ報告
 - カ ホームページによる協議会の情報公開及び情報発信

(7) 地域生活支援拠点等の整備の促進、運営の充実に関する事業

砺波圏域における地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の整備の促進、運営の充実を図るために次の業務を行う。

- ① 拠点等の整備の促進に関する業務
 - ア 令和4年3月に策定された「砺波圏域地域生活支援拠点等整備運営に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改訂に協力する。
 - イ 改訂されたガイドラインの相談支援事業所及びサービス事業所等への説明に協力する。
 - ウ 行政が行うサービス提供法人への拠点等に関する個別説明に協力する。
- ② 拠点等の運営の充実に関する業務
 - ア 拠点等の機能を担う事業所の認定に係る事前ヒアリングに協力する。
 - イ 地域体制強化共同支援加算において、共同支援会議開催可否の協議、協議会運営会議、本会議への地域課題の報告等に協力する。
- 令和5年度事業案
 - ア 拠点等の整備の促進への協力
 - イ 拠点等の運営の充実への協力

(8) その他の事業

障害者や家族、地域住民や関係機関等のセンターの利用を推進するとともに砺波圏域の障害者福祉の充実を図るために次の業務を行う。

- ① センターの利用推進に関する業務
センターの認知度を高め、利用を促すため、講演の際にセンターの概要を説明するとともに、紹介パンフレットを配布する。また、センターの委託業務に地域生活支援拠点等の整備の促進、運営の充実に関する業務が追加されたことから、紹介パンフレットを改訂する。併せて、ホームページの業務内容を修正する。
- ② 情報共有の強化に関する業務

ホームページにログインIDが必要な会員専用ページを設けるとともに、大容量のデータがパスワードを使用して配信する機能を設け、非公開な情報を扱えるようにして、情報共有の強化を図る。

③ 各種機関等への協力に関する業務

行政、障害福祉団体等の研修、会議等に参加協力し、障害福祉施策の推進を図る。

○ 令和5年度事業

ア センターの紹介及び紹介パンフレットの改訂と配布

イ ホームページの会員専用ページの効果的な運用

ウ ホームページの大容量データ配信機能の効果的な運用

エ 各種機関等への協力（後述）

3 研修等の開催について

相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との連携強化及びその支援力向上を図るため、研修会等を協議会との共催で開催する。また、地域移行の促進、障害理解の拡大を図るため、出前講座を行う。

(1) 事例検討会（相談支援事業所連絡会連携）

	回数	時期	参加者	人数	会場	内容
①相談支援事業所個別ケア検討会（集合型）	3回程度	6月～12月	相談支援専門員、サービス管理責任者、行政、アドバイザー等	10名程度	市役所等	個別ケア検討

(2) 相談支援事業所研修・情報交換会（相談支援事業所連絡会連携）

	回数	時期	参加者	人数	会場	内容
②相談支援事業所・医療機関情報交換会	1回	12月	相談支援事業所（9カ所）、精神科医療機関、行政	15名程度	砺波市	精神科医療機関との連携について
③相談支援事業所情報交換会	3回	4、8、2月	相談支援事業所（9カ所）	15名程度	きらり会議室	情報交換

(3) 障害福祉サービス事業所研修・情報交換会（サービス事業所連絡会連携）

	回数	時期	参加者	人数	会場	内容
④障害児系サービス事業所研修・情報交換会	1回	7月	障害児支援事業所（18カ所）、行政、障害児部会長及び庶務	20名程度	砺波市＋リモート	障害児の意思決定支援、情報交換
⑤居宅系サービス事業所研修・情報交換会	1回	9月	居宅介護支援事業所（15カ所）、行政	25名程度	砺波市＋リモート	地域生活支援拠点の整備について、情報交換

(4) 相談支援事業所・障害福祉サービス事業所研修（相談支援事業所・サービス事業所連絡会連携）

	回数	時期	参加者	人数	会場	内容
⑥障害を理解する基礎研修	2回	5月	相談支援事業所、サービス事業所、行政、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、医療機関等	50名程度 ／回	砺波体育センター＋リモート	3障害＋発達障害の基礎理解

(5) 虐待防止研修会（自立支援協議会権利擁護・虐待防止委員会、相談支援事業所連絡会・サービス事業所連絡会連携）

	回数	時期	参加者	人数	会場	内容
⑦サービス従事者虐待防止研修会	1回	11月～12月	相談支援事業所・障害福祉サービス事業所従事者	50名程度	砺波市＋リモート	障害者虐待防止法の概要と富山県の現状について

(6) 地域移行支援研修会

	回数	時期	参加者	人数	会場	内容
⑧地域移行出前講座	未定	随時	入院患者、施設入所者、看護師、施設職員等	10名程度	精神科病院等	地域移行促進
②相談支援事業所・医療機関情報交換会（再掲）	1回	12月	相談支援事業所（9カ所）、精神科医療機関、行政	15名程度	砺波市	相談支援事業所との連携について

(7) 障害者理解促進研修会

	回数	時期	参加者	人数	会場	内容
⑨障害者理解促進出前講座	未定	随時	民生委員・児童委員、地域福祉に関する団体等	50名程度	主催者指定	障害者理解

4 職員研修等について

総合的・専門的な相談支援や困難ケースに対応する職員のスキルアップを図り、情報の収集を行うため、研修や各種大会へ参加するとともに、職員の資格取得を進める。

(1) 研修参加

研修名	開催地	期間	参加人数
①NSK障害者基幹相談支援センター強化研修会	リモート	1日間	2人
②NSK全国相談支援ネットワーク研修会	リモート	1日間	2人
③障害児・者相談支援事業全国連絡協議会コーディネーター研修会	リモート	1日間	2人
④日本知的障害者福祉協会相談支援・就業支援セミナー	リモート	1日間	1人

⑤富山県社協地域包括ケアとコミュニティソーシャルネットワーク研修	富山市	4日間	1人
⑥富山県精神障害者地域移行研修会	富山市	1日間	1人
⑦富山県相談支援専門員協会相談支援専門別研修	富山市	2日間	2人

(2) 各種大会参加

研修名	開催地	期間	参加人数
①富山県相談支援専門員協会 総会	富山市	1日間	2人
②富山県相談支援専門員協会 事業所連絡会	富山市他	3回	2人

(3) 職員資格取得

研修名	開催地	期間	参加人数
相談支援従事者現任研修	富山市	4日間	1人

5 各種機関への協力について

会議等名	主催	役職等	時期	回数
①相談支援従事者初任者研修	富山県	ファシリテーター	7月～9月	5回
②相談支援従事者現任者研修	富山県	ファシリテーター	10月～11月	3回
③相談支援従事者主任者研修	富山県	ファシリテーター	12月～2月	3回
④砺波市障害支援区分判定審査会	砺波市	判定員	隔月	7回程度
⑤砺波市健康づくり推進協議会	砺波市	委員	7月	1回程度
⑥富山県相談支援専門員協会総会	富山県相談支援専門員協会	研修委員	6月	1回
⑦富山県相談支援専門員協会事業所連絡会	富山県相談支援専門員協会	研修委員	5月～1月	3回程度
⑧精神障害者地域移行（退院）支援連絡会	砺波厚生センター		5月～11月	3回程度
⑨砺波地域精神保健福祉推進協議会	砺波厚生センター	理事、幹事	4月～2月	4回程度
⑩管内精神医療保健福祉機関長等連絡会議	砺波厚生センター			1回程度
⑪管内地域難病ケア連絡会	砺波厚生センター			1回程度

※ ①～③のファシリテーターは、全体の中の2回程度に協力する。

令和5年度砺波市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針及び
令和4年度調達実績の公表

1 趣旨

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、砺波市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものです。

2 方針の適用範囲

この方針は、砺波市のすべての機関が物品等を調達する場合に適用します。

3 物品等の調達目標及び調達実績

障害者就労施設等からの物品等の調達目標額については、物品及び役務の合計で前年度実績額の10%以上、上回るものとします。

区分	内容	令和4年度			令和5年度
		目標額	実績額	達成率	目標額
物品	記念品、日用雑貨、木製品、菓子など	100千円	97,950円	98.0%	100千円
役務	文書の封入、宛名シール貼り、ガーゼ折り、縫製など	1,500千円	1,152,894円	76.9%	1,500千円
合計		1,600千円	1,250,844円	78.2%	1,600千円

4 調達の推進方法

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとします。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達推進方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表します。
- (2) 年度終了後に調達した物品等の実績を集計し、市ホームページ等により、速やかに公表します。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉市民部社会福祉課とします。

令和5年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針及び 令和4年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達実績について

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定める。

2 方針の対象範囲

この調達方針は、本市の全ての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 令和4年度調達実績

区分	内 容	目 標 額	実 績 額	達 成 率
物 品	食品（ケーキ、クッキー等）	103 千円	32,900 円	31.9%
役 務	冊子印刷、清掃等	993 千円	932,206 円	93.9%

4 令和5年度調達目標

令和5年度に、本市が障害者就労施設等から調達する物品等の目標は、下記のとおりとする。（前年度の調達実績額の概ね10%）

区分	内 容	目 標 額
物 品	食品（ケーキ、クッキー等）	36 千円
役 務	冊子印刷、清掃等	1,025 千円

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 年度終了後に調達した物品等の実績を集計し、市ホームページ等を通じて公表する。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、民生部社会福祉課とする。

令和5年度南砺市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針 及び令和4年度調達実績

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、本市のすべての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 調達の対象とする障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、物品等の調達が可能な次の施設とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター

4 令和4年度実績

区分	令和4年度目標額	令和4年度実績額	達成率
物品	1,135千円	92,646円	8.2%
役務	785千円	540,753円	68.9%
計	1,920千円	633,399円	33.0%

5 令和5年度目標

令和5年度に本市が達成すべき調達の目標値は、下記のとおりとする。

（前年度実績額の概ね10%以上）

区分	内容	目標額
物品	給食食材、計画書印刷製本等	102千円
役務	文書封入れ、シール貼り、点字打刻、清掃等	595千円
計		697千円

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に市ホームページ等で公表する。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、地域包括医療ケア部福祉課とする。